

工場立地法届出手引

令和元年10月

垂 井 町

凡 例

☆ 法令の引用について

法令の引用は、次のように略語を使用した。

- 法 工場立地法(昭和34年法律第24号最終改正平成12年5月31日)
- 一部改正法 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)
- 令 工場立地法施行令(昭和49年政令第29号)
- 規 則 工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省令第1号)
- 準 則 工場立地に関する準則(平成10年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第1号)
- 運用通産 工場立地法の運用について(昭和49年3月30日付蔵調第79号、間酒1-30、薬発第289号、49食流第1627号、49立局第213号、舶監第214号、鉄車第24号)

目 次

第1 届出について

1 届出対象となる工場または事業場の範囲	1
2 準則の遵守	1
3 届出の種類	1、2
4 届 出 者	3
5 届 出 書 類	3、4
6 届出書類の作成方法	5
7 届出の要領	5
8 実施の制限	5、6
9 届出の変更等	6

第2 届出書様式・記載例

1 特定工場新設・変更届出書	7
2 氏名(名称・住所)変更届出書	29
3 特定工場承継届出書	30
4 実施制限期間の短縮申請書	31
5 修正届出書	32
6 届出取下げ書	33
7 特定工場廃止届出書	34

第3 準 則

1 準 則	35
2 既存工場の特例	36
3 兼業の場合の取扱い	37
4 準則の適用計算例	37～39

第4 法第4条、法第6条等の解釈について

付表 業種別生産施設面積率(γ)・緩和係数(α)一覧表	45～62
-----------------------------------------------	-------

第1 届出について

1 届出対象となる工場または事業場の範囲(法第6条第1項、令第1条、第2条)

製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業(水力若しくは地熱を動力とするもの、太陽光を電気に変換するものを除く。)、ガス供給業

または熱供給業に係る工場または事業場であって、その規模が下記のいずれかに該当するもの(以下「特定工場」という。)

・一つの団地内における敷地面積	9,000 平方メートル以上
・建物の建築面積の合計	3,000 平方メートル以上

2 準則の遵守

新設または変更の届出にあつては、準則(P39以降に記載)に適合しない場合及び周辺の環境の保持に支障があると認めるときは、届出をしたものに対し、勧告及び変更命令を行います。

3 届出の種類

特定工場には、次の事由に該当する場合、それぞれ届出の義務があります。

(1) 新設の届出(法第6条第1項)

特定工場の新設(敷地面積もしくは建築面積を増加し、または既存の施設の用途を変更することにより、特定工場となる場合も含む。)を行う場合

※工場の新設を行う場合、工場開始時の90日前までに届出を要します。

埋立、造成工事を伴うもの → 埋立、造成工事の開始時

埋立、造成工事を伴わないで生産施設等の設置工事から開始するもの } → { 生産施設等の設置工事の開始時

(2) 変更の届出(法第7条第1項、法第8条第1項、一部改正法附則第3条第1項)

特定の工場において、次の事項の変更を行う場合

ア 既存工場(昭和49年6月28日に特定工場を設置している者又は新設工事中の者)で特定工場の規模を有する者が、昭和49年6月29日以後に最初の変更を行う場合。(一部改正法附則第3条第1項)

イ 新設の届出又は、上に述べた変更の届出をした者が、その後変更を行う場合。(法第8条第1項)

・次の事項の変更を行う場合

(ア)製品	(イ)敷地面積	(ウ)建築面積
(エ)生産施設の面積	(オ)緑地、環境施設の面積及び配置	

(ア) 製品変更

a 日本標準産業分類における三ケタ分類に属する業種が、他の三ケタ分類に属する業種となる場合(廃止、追加を含む)。

b 生産施設面積率の準則値が変わるような業種の変更。

c 既存生産施設用敷地係数が変わるような業種の変更。

(イ) 敷地面積の変更

工場敷地を買い増す場合、一部を売却する場合、子会社下請会社等に貸与する場合、公有水面を埋立てる場合等、工場の敷地面積の増加又は減少をいいます。

※ 工場敷地の買増し、一部を売却する場合は、当該不動産の移転登記の90日前までに敷地面積の変更の届出を要します。

(ウ) 建築面積の変更

同時に生産施設の面積、緑地等の環境施設の面積及び配置の変更を伴う建築面積の変更は届出を要します。

(エ) 生産施設の面積の変更

工場建屋、屋外プラント類等の増設、廃棄及びスクラップアンドビルド等は生産施設の面積の変更に該当し、届出を要します。

※ スクラップアンドビルドとは、既存生産施設の一部又は全部を土台から撤去し、当該部分を新たに設置し直すことをいいます。

屋外プラントの本体を取り壊して新たなプラント本体を設置することは、スクラップアンドビルドに該当します。

(オ) 緑地、環境施設の変更

緑地又は環境施設の面積を増加したり、減少したりする場合、変更の届出を要します。

なお、減少する面積と増加する面積が同じ面積であっても、配置が変更となるので、環境施設の配置の変更の届出を要します。

(注)ただし、その変更が次の各号に掲げる軽微な変更には届出の必要はありません。(規則第9条)

- 一 法第六条第一項第五号の事項に係る変更を伴わない当該特定工場の建築面積の変更
- 二 特定工場に係る生産施設の修繕によるその面積の変更であつて、当該修繕に伴い増加する面積の合計が30平方メートル未満のもの
- 三 特定工場に係る生産施設の撤去
- 四 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の増加
- 五 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の移設であつて、当該移設によりそれぞれの面積の減少を伴わないもの(周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る。)
- 六 特定工場に係る緑地の削減によるその面積の変更であつて、当該削減によつて減少する面積の合計が10平方メートル以下のもの(保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。)

(3) その他の届出

ア 届出者の氏名、名称または住所(以下「氏名等」という。)の変更の届出(法第12条第1項)

イ 届出者の地位の承継の届出(法第13条第3項)

- ① 届出に係る特定工場を譲り受けまたは借り受けたとき
- ② 届出をした者に相続があったとき(個人の場合)
- ③ 届出をした者に合併があったとき(法人の場合)

4 届 出 者

- (1) 特定工場の新設をしようとする者
- (2) 特定工場の変更をしようとする者
- (3) 氏名等の変更をした者
- (4) 届出者の地位を承継した者

(注) 代理人(たとえば、工場長、建設会社など)が届け出る場合には、代表者からの届出について一切の権限を委任する旨の下記の記載例1にならった委任状を添付し、各様式の届出者の欄には、下記に記載例2のように記載すること。

なお、2回目以降の届出書には、委任者または受任者に変更がない限り初回の委任状の写しでよい。

[記載例1] 委任状の作成例

<p>委 任 状</p> <p>私は〇〇〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律 に基づく届出について一切の権限</p> <p>1 工場立地法に基づく届出について一切の権限</p> <p style="text-align: center;">〇〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 〇 〇 〇 〇 (印)</p>

(注) 1 届出書の写しに添付する委任状については、当該届出書の正本に添付した委任状の写しを添付すること。

[記載例2] 代理人による届出の場合の届出者欄の記載例

東京都〇〇区〇〇町〇〇番地
〇〇機械工業株式会社
取締役社長 〇 〇 〇 〇
代理人
岐阜県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇機械工業株式会社
〇〇工場長 〇 〇 〇 〇 (印)

5 届 出 書 類

- (1) 新設または変更の届出(法第6条第1項、法第7条第1項、法第8条第1項、一部改正法附則第3条第1項)
 - ① 特定工場新設(変更)届出書(一般用)(規則様式第1)
又は、特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)(規則様式第1)
 - ② 特定工場における生産施設の面積(規則様式別紙1)
 - ③ 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置(規則様式別紙2)
 - ④ 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置(規則様式別紙3)
 - ⑤ 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用(規則様式別紙4)

添付書類

- ⑥ 事業概要説明書(規則第6条第2項様式例第1)
- ⑦ 特定工場の位置を示す図面……特定工場を設置する市町村全域を示した図面(縮尺が2万5千分の1または5万分の1の地形図で市販のものを含む。)に特定工場の位置を赤で塗りつぶしたもの(都市計画図がある場合には、できる限り都市計画図を使用すること。)
- ⑧ 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図(様式例第2)
- ⑨ 特定工場用地利用状況説明書(様式例第3)
- ~~⑩ 緑化計画書~~ ※工場立地法施行規則の改正(平成23年9月30日施行)により提出不要となりました。
- ⑪ 工業団地共通施設等配置図……工業団地造成者が作成した工業団地図で、団地全体が明確に把握できるもの
- ⑫ 隣接緑地等における環境施設の配置図
- ⑬ 生産工程を示す図面……新設又は業種変更時のみ
- ⑭ 特定工場の新設等のための工事の日程表(様式例第4)

(注)1. 法第6条第1項ただし書に規定する指定地域は、現在のところ岐阜県下には存在しないのでこれに係る書類は省略した。

2. ④及び⑪は特定工場の設置場所が工業団地に属さない場合は不要。

3. ⑤及び⑫は工業集落地特例の適用を受けない場合は不要。

4. 第2回目以降の届出(法第8条第1項による届出)にあつては、①、⑥、⑨及び⑭のほか変更事項に係る関係書類のみを提出すればよい。

(2) 氏名等の変更の届出(法第12条)

氏名(名称、住所)変更届出書(規則様式第3)

(3) 承継の届出(法第13条)

特定工場承継届出書(規則様式第4)

6 届出書類の作成方法

届出書の作成にあたっては、各様式の備考を参照するとともに、次の事項に留意してください。

なお、新設または変更の届出にあたっては、準則(生産施設・緑地等の面積率)に適合しているかどうかについても確認して下さい。

(1) 用紙の大きさ

図面、表などのやむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

(2) 用紙のとじ方

5の届出書類の項で掲げた順序のとおりにとじること。ただし、図面、表などでA4の規格におさまらないものはとじ込まずに、最後に封筒をとじ込んでその中にそう入すること。

(注) 代理人による届出の場合は、委任状を規則様式第1のあとにとじ込むこと。

(3) 記載方法

<新設・変更の届出>

届出書記載例(P7以下)を参照のこと。なお、記載例は変更の場合のものであるため、新設の場合には各記入欄とも変更前と変更後に区分する必要はない。

<氏名等の変更の届出、承継の届出>

届出書記載例(P29以下)を参照のこと。

7 届出の要領

(1) 届出の時期

ア 特定工場の新設(変更)……特定工場の新設(変更)の工場に着手しようとする日の90日前まで。

但し実施制限期間の短縮申請書により30日前まで可能。

イ 氏名等の変更及び地位の承継……氏名等の変更及び地位の承継のあった日以降遅滞なく

(2) 届出の窓口

垂井町役場 都市計画課 都市計画政策係

〒503-2193 不破郡垂井町宮代2957-11

電話 0584-22-7521

8 実施の制限(法第11条)

特定工場の新設または変更の届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、原則として届出にかかる工事等に着手することはできません。ここで工事等の着手とは、次のいずれかに該当する場合があります。

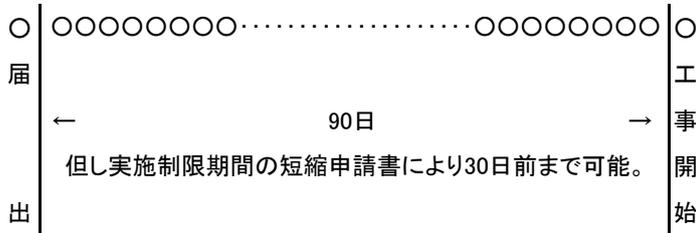
<新設の場合>

- ① 埋立工事に着手すること。
- ② 造成工事に着手すること。
- ③ 建築物、生産施設または緑地その他の環境施設などの設置工事に着手すること。

＜変更の場合＞

- ① 変更のための工事を伴う場合は、その工事に着手すること。
- ② 変更のための工事を伴わない場合
 - ・敷地面積の変更……土地の移転登記(移転登記を伴わない場合は契約)の時点
 - ・製品の変更……製品を変更する時点

(注)1 実施制限期間の計算は、届出の日及び工事開始日を含めないこと。



- 2 実施制限期間の短縮が認められるのは、届出内容が法第9条の勧告の要件に該当しないと認められる場合。

9 届出の変更等

(1) 届出に係る工事着手前にさらに変更の必要が生じた場合

特定工場の新設(変更)の届出をし、その工場に着手する前にさらに変更の必要が生じたときは、原則として改めて変更届出書を提出しなければなりません。この場合において変更前とは、前回届出による新設(変更)後の状況をいいます。

(2) 届出後工事の日程が大幅に遅延することとなった場合………P32参考様式1

特定工場の届出に係る工事開始日または工事日程が大幅に遅延すること(おおむね6ヶ月以上の遅延)が明らかになった場合は、その旨を明記して届出書の修正をしてください。

(3) 届出後に工事を中止することとなった場合………P33参考様式2

特定工場の届出に係る工事を行わないこと(1年以上の遅延を含む。)が明らかになった場合は、当該届出の取下げをしてください。

(4) 特定工場を廃止することとなった場合………P34参考様式3

特定工場を廃止する場合は、必要事項を記入し提出してください。

第2 届出書様式・記載例
様式第1

特定工場新設(変更)届出書(一般用)

又は、特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮請求書(一般用)

令和〇〇年〇月〇日

垂井町長 様

住所 岐阜県〇〇市〇〇町〇〇番地

届出者 氏名又は名称 〇〇株式会社

代表者氏名 取締役社長〇〇〇〇

〇〇課

(担当者)〇〇〇〇

電話 (058)(272)2111番

内線 2535・2536

代理人が届け出る場合は、代表者からの届出についての
いっさいの権限を委託する旨の委任状を添付し、本人および
代理人の氏名又は名称・住所・代表者氏名を記載すること。
(P7参照)

該当する方に下線をひく。

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項)の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出ます。
又は、工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項)の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出るとともに、同法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所	岐阜県〇〇郡〇〇町〇〇番地	工場名	〇〇工場
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)	自動車部分品製造業 燃料コック	(細分類 E3113)	

末尾に工場名を記入すること。

業種名・製品名および細分類番号を記載する。

日本標準産業分類の4ケタ分類程度で説明している内容または商品分類で6ケタ分類程度の内容で記載すること。※加工修理業に当たっては、加工修理の内容を記載すること。

3	特定工場の敷地面積	変更前	25,000㎡	変更後	29,000㎡
4	特定工場の建築面積	変更前	6,800㎡	変更後	8,000㎡
5	特定工場における生産施設の面積			別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置			別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置			別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出書が負担する費用			別紙4のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等	該当なし		
		施設の設置工事	〇〇年〇月〇日		
※整理番号		※	工事の開始とは、各種工事ごとに、それぞれ連続して行われる作業のうち、最初の作業という。 1. 造成工事等の開始 ①埋立工事等の開始 例 シートパイルの打込、ケーソンの沈設など ②整地等の造成工事の開始 例 土地の堀削、土盛、地ならしなど 2. 施設の設置工事の開始 生産施設、緑地等の環境施設 例 当該施設の建設のための基礎打ち作業を始めること。 3. 敷地面積の変更 造成工事等の欄に移転登記(移転登記を伴わない場合は、当該変更に係る契約)の予定日を記載すること。		
※受理年月日					
※	備考				
審査結果					

変更のある事項は該当する欄を変更前と変更後に区分して記載すること。

小数点以下は切り捨てること。

受理予定日から90日以上経過した日を記載すること。
※両方とも行う場合は両欄とも記載すること。又、短縮申請の場合は短縮後の日を記載すること。

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。)に記載すること。
- 法第7条第1項又は一部改正法則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。)に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等をやむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 標題に該当する条項に下線を引くこと。

特定工場における生産施設の面積

※ 小数点以下は切り捨てること。

生産施設の施設番号はセー〇と表示すること。

セー1-1とセー1-2とは別棟の建屋であるが、仕訳上、1単位の製造工場または製造工程とみる場合。

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		
		変更前	変更後	
第1製造工場	セー1	1,000	1,500	+500
(機械プレス工場)	(セー1-1)	(600)	(900)	(+300)
(")	(セー1-2)	(400)	(600)	(+200)
第2製造工場	セー2	1,000	500	△500
第3製造工場	セー3	1,000	1,500	△500+1,000
組立工場	セー4	1,000	変更なし	
ボイラー室	セー5	100	"	
航空機部品工場	セー6	なし	1,500	+1,500

既存の生産施設に新たな生産施設を500㎡増設する場合。

1,000㎡の既存の生産施設を500㎡廃棄する場合。

1,000㎡の生産施設を500㎡スクラップするとともに同一の単位の生産施設を1,000㎡ビルドする場合。

新たな生産施設を1,500㎡増設する場合。

当該特定工場が兼業（準則地が異なる複数の製品の製造加工）である場合には、ボイラー、自家発電施設などの用役施設としての機能をもつ生産施設は、どの生産施設のための用役施設であるかを欄外または別紙に記載すること。

※1. 生産工程が工場建屋単位で独立している機械工場などの場合はそれぞれの工場建屋を一つの単位として取扱う。 2. 生産施設単位に含まれる主要施設はセー1-1、セー1-2といった枝番号を付し、その面積を（ ）内に記載すること。				
生産施設の面積の合計		4,100	6,000	△1,000+3,000

増減はそれぞれの和を記入し、相殺しないこと。

用役施設番号	関連生産施設番号
セー6	セー1、セー3、セー5
.....

備考

1. 法第8条第1項（変更）の届出で、今回、生産施設面積の変更がない場合は、この様式は要しない。
2. 施設番号欄には、セー1からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第8条第1項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済みの番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済みの一連番号の次の番号を新たに設けて記載すること。
3. 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積を記載すること。
4. 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
5. 増減面積欄には、法第7条第1項又は一部改正法附則第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表す正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表す負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表す負の数字と増加面積を表す正の数字の両方を記載すること。
6. 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合に当たっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1. 緑地及び環境施設の面積

※ 小数点以下は切り捨てること。

緑地の種類と設置場所を記載すること。

緑地の施設番号は、リー○・緑地以外の環境施設の施設番号はカー○と表示すること。

緑化計画書記載例を参照すること。

緑地の位置を変更する場合。

緑地（様式第1備考欄2で区別されることとされた緑地を除く。）の名称		施設番号	面積（㎡）		
			変更前	変更後	増減
樹林地	北側周辺部	リー1	1,400	2,800	+ 1,400
高低木混植地	西側周辺部	リー2	300	400	+ 100
低木地	正面の囲り	リー3	100	100	△100 + 100
樹木・芝混植地	駐車場周辺部	リー4	450	変更なし	
花壇	研究所前	リー5	50	100	+ 50
芝生地	南側周辺部	リー6	なし	550	+ 550
緑地面積（様式第1備考欄2で区別されることとされた緑地を除く。）の合計			2,300	4,400	+ 2,200 △100
様式第1備考欄2で区別されることとされた緑地の名称		施設番号	面積（㎡）		
			変更前	変更後	増減
様式第1備考欄2で区別されることとされた緑地の面積の合計					
緑地の面積の合計					
緑地以外の環境施設の名称		施設番号	面積（㎡）		
			変更前	変更後	増減
テニスコート		カー1	1,000	変更なし	
広場		カー2	なし	500	500
			※さく、置石へいなどで区画された面積を測定すること。		

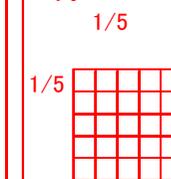
	緑地以外の環境施設の面積の合計	1,000	1,500	500
	環境施設の面積の合計	3,300	5,900	+ 2,700 △100

増減はそれぞれ延べ面積で表すこと。

2.環境施設の配置

	変更前	変更後	増 減
敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リー1～リー4、 カー1		
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	3,250	5,800	+ 2,650 △100
配置について勘案した周辺の地域の地域の土地利用の状況等との関係	当工場の北側に小学校があるため、その方向に樹木を中心に配置し、その他緑地についても工場周辺部に配置するようにした。また、テニスコートについては、病院と隣接した工場西側に配置してある。		

敷地の周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの1/5程度の距離だけに内側に入った点を結んだ線との間に形成された部分をいう。



特に、当該工場周辺にある住宅、学校、病院などの施設の設置状況との関係を簡単に記載すること。

環境施設が1/5ラインの内外に共通してある場合は、その面積の50%以上が、どちらにあるかで判断する。

- 備考 1.法第8条第1項(変更)の届出で、今回、環境施設面積及び配置の変更がない場合は、この様式の提出は要しない。
 2.緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
 3.その他は、別紙1の備考2から4まで及び6と同様とする。この場合において、「セー1」とあるのは、緑地にあたっては「リー1」と緑地以外の環境施設にあたっては「カー1」と読み替えるものとする。

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称	岐阜県〇〇工業団地			
工業団地の所在地	岐阜県〇〇郡〇〇町〇〇番地			
工業団地の面積	385,304 m ²			
工業団地内の全工場又は 全事業場の敷地面積の合計	278,718 m ²			
工業団地共通施設の面積の合計	83,275 m ²			
うち緑地（様式第1備考2 で区別することとされた緑 地を除く。）	面積	74,638m ²		
うち様式第1備考2で区別 することとされた緑地	面積	m ²		
うち緑地以外の環境施設	面積	895m ²	種類	公園
その他の共通施設	面積	7,742m ²	種類	汚染処理施設ほか
その他の施設	面積	23,311m ²	種類	
工業団地等の配置に関する概略 図その他の説明	別途工業団地共通施設等配置図参照			

備考 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称				
隣接緑地等の所在地				
隣接緑地等の面積の合計		m ²		
うち緑地（様式第1備考2で区別することとされた緑地を除く。）	面積	m ²		/
	うち様式第1備考2で区別することとされた緑地	m ²		
	うち緑地以外の環境施設	面積	m ² 種類	
事業者の負担する総額	設置費用	円		
	維持管理費用	円		
うち届出者の負担費用	設置場所	円		
	維持管理費用	円		
隣接緑地等の配置に関する留概略図その他の説明				

備考 1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを
 2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

変更に係る生産施設稼働を開始する予定日を記載すること。

事業概要説明書

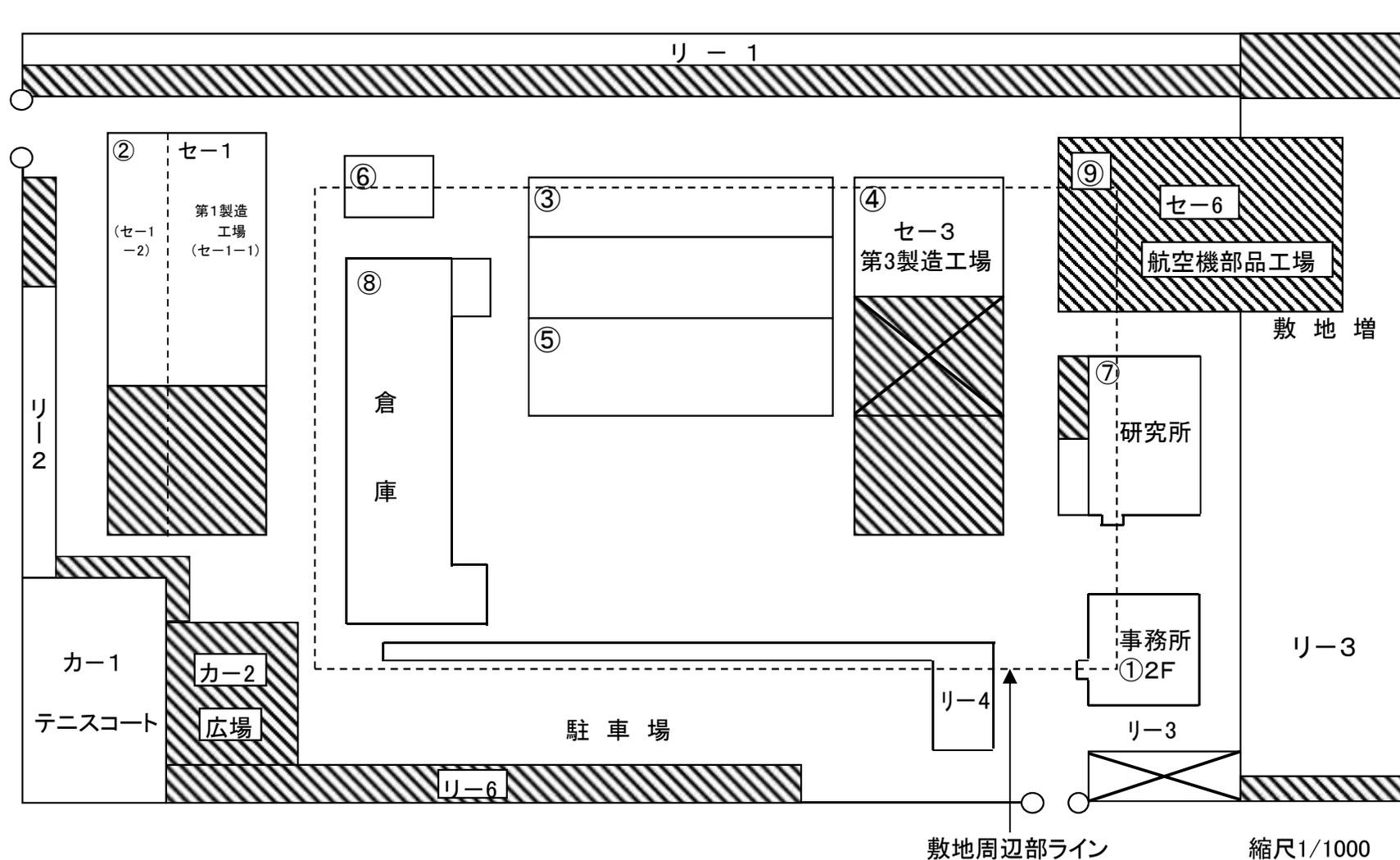
1	生産開始の日（増設設備稼働開始の日）						令和〇年〇月〇日
2	主要製品別生産能力及び生産数量						
	製品名		生産能力		生産数量		
	燃 料 コック		1,000,000個/月 (+300,000個/月)		950,000個/月 (+270,000個/月)		
	<p>当該工場から出荷される全ての製品を記載すること。 (半製品も含む)</p>		<p>生産能力が300,000個/月増加し、既存能力と合わせて1,000,000個/月にする場合以下についても同様に記載すること。</p>				
3	水 源 別 工 業 用 水 使 用 量						計 1,800 (+ 100)
	(単位：トン/日)						
	上水道	工業用水路	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海水
			100	700 (+100)		1,000	

4	電力の使用料						計7,000 (+2,000)	(単位：KWH/日)
	買電による電力使用量			自家発電による電力使用量				
	7,000(+2,000)							
5	輸送手段別輸送量						計200 (+60)	(単位：トン/月)
			自動車	鉄道	船舶	その他	計	
	燃料、原材料及び外注部品		100(+30)				100(+30)	
	製 品		100(+30)				100(+30)	
6	従業員数						計350 (+5)	(単位：人)
	職員	男10	工員	男100 (+10)	計	男110 (+10)		
		女40		女200 (△5)		女240 (△5)		

※項目5は、工場立地法施行規則の改正(平成23年9月30日施行)により提出不要となりました。

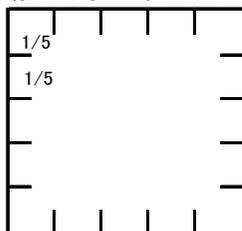
- 備考
- 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。(例 トン/日、m³/月等)
輸送量は、トン換算した値で1ヶ月当り平均輸送量を記載して下さい。
 - 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本工業規格A4を用いてください。

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図



凡		例		
施設の名称	色彩	増設	廃止	既存
生産施設	青			
緑地	緑			
緑地以外の環境設定	黄			
敷地境界(線で囲む)	茶			
生産施設以外の建物	黒			

敷地周辺部の明示



建築面積一覧表

番号	建築物の名称	施設番号	建築面積(m ²)		建築延面積(m ²)	
			変更前	変更後	変更前	変更後
①	事務所		225	変更なし	400	変更なし
②	第1製造工場	セー1	1,000	1,500	1,500	2,100
③	第2製造工場	セー2	1,000	500	1,000	500
④	第3製造工場	セー3	1,000	1,500	1,000	2,500
⑤	合計		6,800	8,000	8,000	10,000

- ①縮尺、方位を明示すること。
- ②変更届出の場合で、変更前と変更後の関係を同一図面に図示することが煩雑な場合は、変更前の部分を別紙に記入し、変更部分に張り付けること。
- ③建物建築面積一覧表は、別紙とすること。(但し、面積の小数点以下は全て切捨てること。)
- ④敷地の周辺部(敷地の境界線から対面する境界線までの距離の5分の1程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分。)

- 備考 1.配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入してください。
- 2.その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記してください。
- 3.生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1～3に記載した施設番号を付記してください。

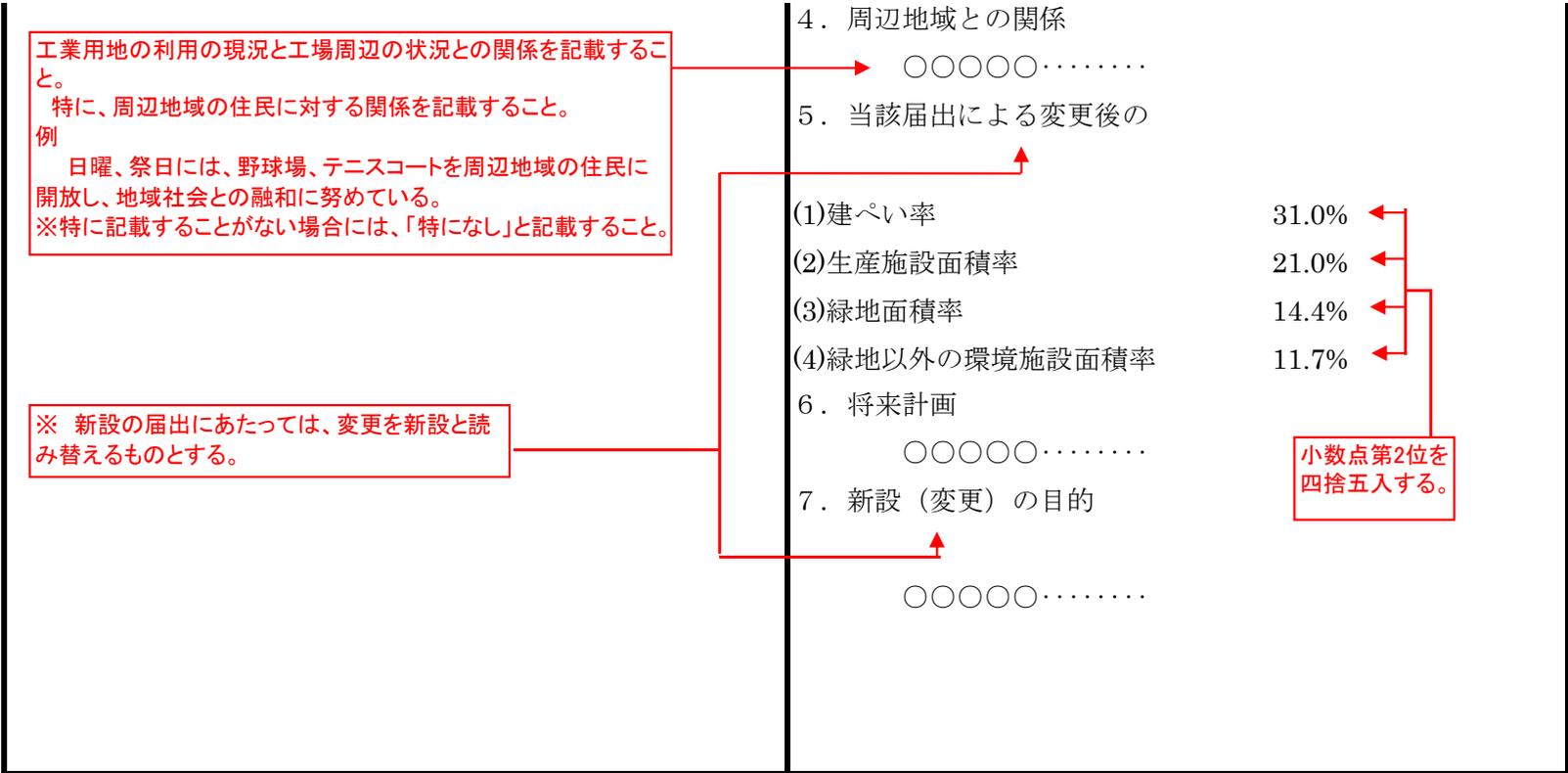
施設の名称	色彩	施設の名称	色彩	施設の名称	色彩
生産施設	青	緑地以外の環境施設	黄	敷地境界	茶
緑地	緑	生産施設以外の建物等	黒		

- 4.変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対象できるよう明示して下さい。
- 5.図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載してください。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあたっては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場等にあたっては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場等にあたっては二千分の一ないし三千分の一程度として下さい。

小数点以下は切り捨てること。

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	変更前	25,000㎡	うち自己所有地	変更前	25,000㎡
	変更後	29,000㎡		変更後	
都市計画法上の区域区分 (*右記の該当項目を○で 囲ってください。)	① 工業専用地域 ②工業地域 ③準工業地域 ④ 住居系地域 ⑤商業系地域 ⑥市街化調整区域 ⑦ 未線引都市計画区域 ⑧都市計画区域外 ⑨都市計画なし				
特定工場用地利用状況説明図	(特定工場の位置を示す図面として都市計画図等を添付した場合であって、当該都市計画図等により工場周辺2km程度の範囲の土地利用状況が明瞭に読み取れる場合には当該図面参照とするだけでよい。)		特定工場の用に供する土地の説明		
(特注)工場用地が農地の場合には、その転用許可の有無、予定を記載すること。 なお、県条例などで開発行為の許可または届出が必要な場合は(その予定時期など)について記載すること。 (注)農地転用地域が20,000㎡をこえる場合は、農地転用事前審査申請書の写しを添付すること。		1. 土地取得の経緯 昭和55年6月 ○○から取得 田 10,000㎡ 畑 3,000㎡ 山林 12,000㎡ 昭和55年10月 農地転用許可 平成4年6月 ○○から取得 山林 4,000㎡			
工場周辺が都市計画法及び農業振興地域の整備に関する法律による地域指定を受けている場合はその旨を記載すること。		2. 都市計画法に基づく用途指定 ○○地域 3. 工場周辺の状況 東側 公園、住宅街 西側 社宅 南側 県道をへだてて田、畑 北側 他社の工業用地			



- 備考 1.自己所有地には、現在所有している土地及び将来事故の所有地となることが確実である土地を含みます。
- 2.特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、空地、農用地、工業団地等の別を記入してください。
- 3.特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺の2km程度の範囲内で、海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校、病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示して下さい。

※工場立地法施行規則の改正(平成23年9月30日施行)により提出不要となりました。

緑地計画書

1.施設番号別

新設の届出の場合は変更前と変更後に区分する必要はない。

施設番号	面積 (㎡)		樹木等の種類・その成長の程度・本数				植栽密度 (本/10㎡)		備考
	変更前	変更後	変更前		変更後		変更前	変更後	
リー1	1,400	2,800	高木	本	高木	本	2.0	1.7	
			カイズカイブキ (2m)	50	カイズカイブキ (1~2m)	100			
			クスノキ (3m)	100	クスノキ (2~3m)	150			
			スギ (4m)	130	スギ (4m)	200			
					サンゴジュ (5m)	30			
			小計280		小計480				
リー2	300	400	高木	本	高木	本	0.7	0.8	
			サクラ (5m)	5	サクラ (5m)	5			
			シュロ (7m)	2	シュロ (7m)	2			
			サザンカ (5m)	14	サザンカ (5m)	25			
			小計21		小計32				
			低木	本	低木	本	12.0	11.5	
			サツキ (20cm)	360	サツキ (20cm)	400			
					ツツジ (30cm)	60			
					小計460				

規則第3条第1号イ記載例

規則第3条第1号ロ記載例

規則第3条第2号記載例	リー3	100	変更なし	低木 ツツジ (4cm)	本 400	変更なし	変更なし	40.0	変更なし	全面地被
	備考欄記載方法	リー4	450	"	高木	本	"	"	0.4	"
サザンカ (3m)					10					
マテバシイ (5m)					10					
					小計20					
	リー4	450	"	低木	本	"	"	0.4	"	全面地被
				クチナシ (50cm)	10					
				サツキ (80cm)	10					
				小計20						
				コーライシバ		"				
	リー5	50	100	春 チューリップ 夏 カーネーション アサガオ 秋 コスモス・サルビア 冬 パンジー		"				全面地被
	リー6	なし	550	なし	—	コーライシバ				全面地被
	合計	2,300	4,400	高木 低木	本 321 780			本 532 880		

(注) 1.法第8条第1項(変更)の届出で、今回、緑地面積及び配置の変更がない場合は、この様式の提出は要しない。
2.別に台帳等で樹木等を管理している場合、種類、その成長の程度等の記載を省略しても差し支えない。

※工場立地法施行規則の改正(平成23年9月30日施行)により提出不要となりました。

2.種類別

種類		施設番号		面積		樹木の性質	樹木の本数	
		変更前	変更後	変更前	変更後		変更前	変更後
樹木	樹林地(高木地)	リー1	変更なし	1,400	2,800	高木	280	480
	高木・低木混植地	リー2	〃	300	400	高木	21	32
						低木	360	460
その他								
低木又は芝生その他の地被植物	低木地	リー3	変更なし	100	100	低木	400	変更なし
	芝生地	なし	リー6	なし	550			
	樹林・芝混植地	リー4	変更なし	450	変更なし	高木	20	変更なし
						低木	20	
	花壇	リー5	〃	50	100			
合計				2,300	4,400	高木	321	532
						低木	780	880

※工場立地法施行規則の改正(平成23年9月30日施行)により提出不要となりました。

3.緑地の維持管理の方法

緑地の維持管理の担当課、委託先等及び緑化維持管理年間スケジュールなどを記載すること。

(参考例)

作業名	基準	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
樹木剪定	適期	樹木の育成を等しくし樹形を整える					台風による倒れ防止(枝おろし) 全樹種に実施する必要なし							
樹木施肥	年2回	粒状固形肥料 油粕(有機肥料)の場合の標準施肥量 (目通り0.18m、1.50kg目通し0.24m、1.90kg目通し0.30m2.00kg)												
樹木防虫害 防除	年2回													
枯木補植	随時 適期	落葉樹植栽適期					常緑樹植栽適期品種によって多少異なる					落葉樹植栽適期		
		針葉樹植栽適期品種によって多少異なる												
支柱 手直し	随時	養生支柱枕手直し										支柱破損か所修理		
芝生 科学除草	年2回			発芽抑制剤散布							発芽抑制剤散布			
芝刈り	年2回				機械刈り1回						機械刈り1回			
芝生 目土入れ	年1回													

備考

1.環境施設維持管理規定等があれば、添付すること。

2.この表は参考であるので、適時修正して記入して下さい。

注1.植栽密度欄については、10平方メートル当たりの、高木及び低木の本数を記載すること。

なお、原則として次の数値を記載したものとなる。

(1)樹林地……………(例 P25リ-1)

高木 1.0以上

(2)高木、低木混植地で、高木の植栽密度が1.0未満の場合……………(例 P25リ-2)

高木 0.5以上 低木 10.0以上

3.備考欄については、次のとおり記載すること……………(例 P26リ-3～リ-6)

(1)樹冠の投影面積で緑地面積を測定した場合

「全面樹冠投影」又は「〇〇㎡樹冠投影」

(2)低木又は芝生その他の地被植物で表面が被われている土地の面積を緑地面積とした場合「全面地被」又は「〇〇㎡地被」

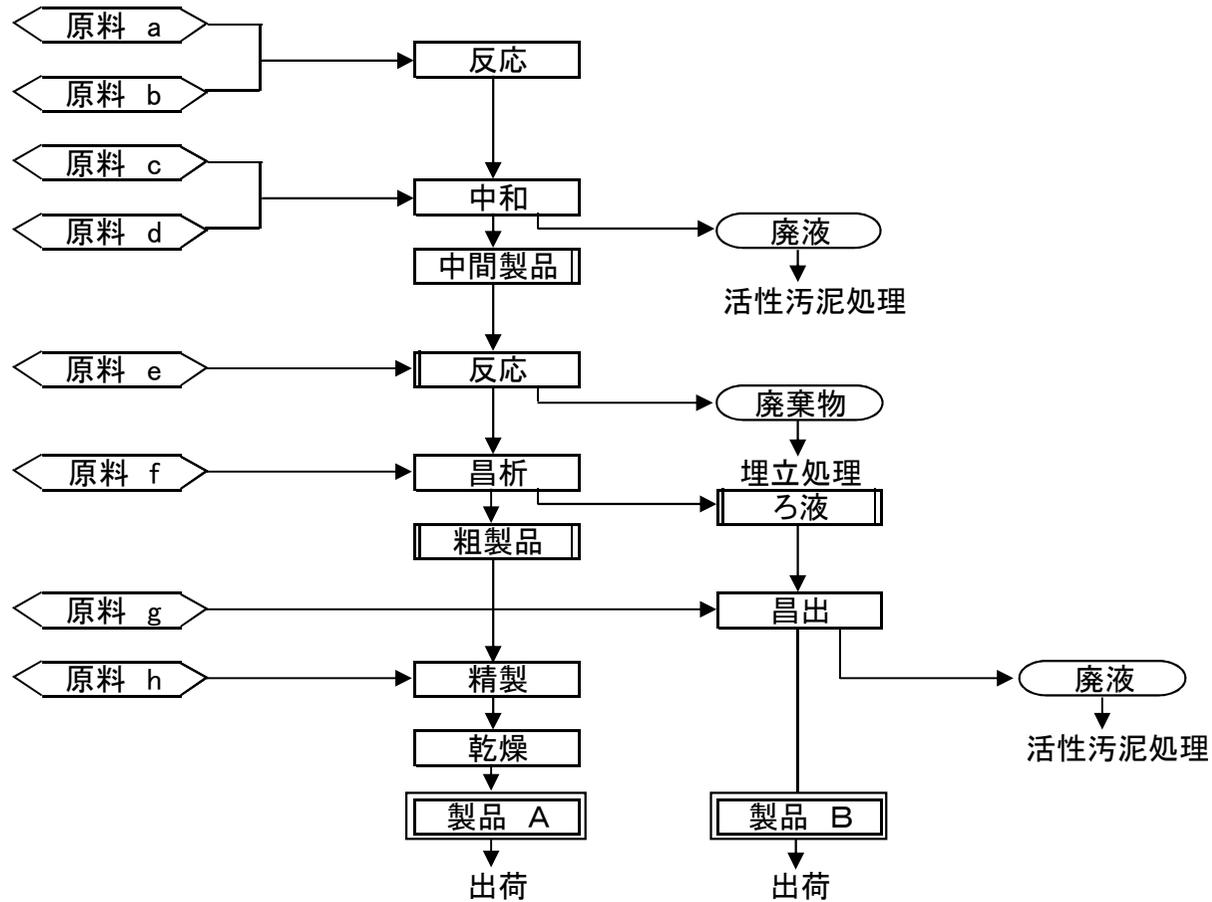
(緑地の定義)

規則第3条 法第4条第1項第1号の緑地は、次の各号に掲げる土地又は施設(建築物その他の施設(以下「建築物等施設」という。))に設けられるものであつて、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。)とする。

1.樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であつて、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの。

2.低木又は芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。)で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設。

生産工程図(製品A・B) 新設時及び業種変更時に添付



- 注1.当該工場街から搬入した原材料に最初の加工を行う工程から、当該工場外への出荷段階前の最終製品が出来上がるまでの一連の工程をわかりやすく記載すること。
 2.製品パンフレット等があれば添付のこと。
 3.用紙の大きさは、日本工業規格A4を用いて下さい。

特定工場の新設等のための工事の日程

年間		工 事 の 日 程									
		年 3月	年 4月	年 5月	年 6月	年 7月	年 8月	年 9月	年 10月	年 11月	年 12月
工事の種類											
造成(埋立)工事											
該当なし											
生産施設の設置工事											
施設の名称	施設番号										
第1製造工場	セー1	3/20			6/30						
第2製造工場	セー2		5/1				8/30				
第3製造工場	セー3	4/1		5/31							
組立工場	セー4				6/1				9/31		

原則として生産施設の生産開始の日までに完了するようにすること。

環境施設・緑地の設置工事										
施設の名称	施設番号									
樹林地	リ-1	← 3/5	→ 4/30							
高低木混植地	リ-2		← 4/1	→ 4/30						
花壇	リ-3	← 3/10	→ 4/10							
樹林地・芝生地	リ-4	← 3/6				→ 6/9				
テニスコート	カー1		← 4/1	→ 5/31						
池	カー2	← 3/5				→ 5/31				
その他の主要施設の設置工事										
事務所				← 5/1	→ 7/31					
倉庫						← 6/1				→ 11/30

備考

1. 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記してください。
 なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記してください。
 また、生産施設の設備工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。
2. 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。
3. 事務所、倉庫等その他の主要施設の設備工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりい場合にのみ当該施設の種類を工事の種類欄に明記して下さい。
4. 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。

法人の代表者の変更は、必要ありません。

氏名(名称、住所)変更届出書

年 月 日

垂井町長様

変更後の届出者
名を記載する。

→ 届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(担当者)

電話 () ー 番

氏名(名称、住所)に変更があったので、工場立地法第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		
	変更後		
変更年月日		変更の理由	
※整理番号		※受理年月日	
※備考			
考			

- 備考 1.※印の欄には、記載しないこと。
 2.用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3.登記簿謄本(抄本)等わかるものを添付すること。

特定工場承継届出書

年 月 日

垂井町長様

承継者名を記載する。



届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(担当者)

電話 ()

—

番

特定工場に係る届出をした者の地位を継承したので、工場立地法第13条第3項の規定により、次のとおり届けます。

被継承者	氏名又は名称			
	住所			
特定工場の設置の場所			承継の年月日	
			承継の原因	
※整理番号			※受理年月日	
※備考				
備考				

- 備考 1.※印の欄には、記載しないこと。
2.用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

実施制限期間の短縮申請書

令和 年 月 日

垂井町長様

申請者 氏名又は名称及び並びに法人に
あつてはその代用者の氏名 印

工場立地法第11条の実施制限期間の短縮について

○年○月○日付けで、工場立地法第○条(一部改正附則第3条)の規定により○県○市○町における特定工場の新設(変更)について届出をしましたが、別紙の理由により当該工場の新設(変更)のための工事を ○年○月○日に開始できるよう工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

- 注 1.特定工場新設(変更)届出書を提出した者で、その後、実施制限期間の短縮を申請する場合に使用して下さい。
- 2.短縮申請書には、短縮後の工事の日程表を添付すること。
- 3.用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

令和 年 月 日

垂井町長様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

(担当者) 電話 () ー 番

年 月 日付けをもって届け出た上記の届出に関し、下記の理由により下記の通り修正したいので、よろしくお取りはからいください。

記

1修正事項

項目	修正前	修正後

2修正の理由

備考 1.修正とは以下のような届出行為の対象とならない変更(施行規則第9条の規定による軽微な変更を除く。)をいう。

- ① 既届出書の計算ミス、誤記等
- ② 既届出書の工事日程が6ヶ月以上を延期することが明らかになった場合
- ③ 予測せざる事情により既届出書の届出数字と工事完了後の届出数字が異なるとき

2.用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

令和 年 月 日

垂井町長様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

(担当者) 電話 () ー 番

年 月 日付けを持って届け出た上記の届出については、下記の理由により取下げしたいので、よろしくお取りはからいください。

記

特 定 工 場 廃 止 届 出 書

垂 井 町 長 様

申請者 氏名又は名称及び並びに法人に
あつてはその代用者の氏名 印

(担当者) 電話 () - 番

工場立地法にもとづく特定工場を下記のとおり廃止することを届出ます。

特定工場の 設置者	氏名又は名称		
	住 所		
特定工場の 設置場所		敷地面積	m ²
		建築面積	m ²
当該工場に おける製品		廃止年月日	
廃止の理由			
廃止後の 敷地利用予定			
* 整理番号	第 号		
* 受理年月日			

- 備考1 * 印の欄には記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第3 準則

1 準則

(1) 生産施設、環境施設の面積の敷地面積に対する割合

	摘 要	敷地面積に対する割合		面積の測り方		
				工場建屋	屋外生産施設	
生産施設	<p>製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む）</p> <p>電気供給業における発電工程の………</p> <p>ガス供給業におけるガス供給工程の………</p> <p>熱供給業における熱供給工程の………</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機械または装置が設置される建築物 ・屋外の機械または装置などの生産プラント 	産業別に30%～65%以下（P45～参照）		建築基準法施行令に定める水平投影面積	水平投影図の外周によって囲まれる面積
環境施設	<p>○樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの</p> <p>○低木又は芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。)で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設</p>	20%以上	25%以上	区画がある場合 区画内面積	区画がない場合 ・外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積 ・並木状の樹木の場合（幅1m）×（並木の長さ）	
			うち工場敷地周辺に15%以上			
その他	<p>○次に掲げる施設の用に供する区画された土地</p> <p>・噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設（一般の利用に供するものに限る）</p> <p>・教養文化施設（一般の利用に供するものに限る）、雨水浸透施設、太陽光発電施設（生産施設に該当するものを除く。）、その他これらの用に供する区画された土地で工場の周辺地域の生活環境保持に寄与するよう管理がなされているもの。</p> <p>○太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又はその他の環境施設と重複するものを除く。）</p>					

緑地で代替することができます。

建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられる緑地（屋上緑化、壁面緑化など）及び緑地以外の施設と重複する緑地（駐車場の緑地など）については、5%まで緑地としてカウントすることができます。

(2)工業団地の特例

工業団地	2以上の工場の用に供するための敷地として計画的に所得されまたは造成される団地に立地する工場	特例の内容	工場敷地面積、緑地面積、環境施設面積について、工業団地全体で判断することが適当と認められるときは、特別な取扱いをする。
------	-----------------------------------------------	-------	-------------------------------------------------------------

(3)工業集合地の特例

工業集合地	2つ以上の工場が、周辺的生活環境との調和を図る目的で、隣接緑地を整備する場合	特例の内容	隣接緑地の整備費用の負担割合に応じて、敷地面積、緑地面積、環境施設
-------	----------------------------------------	-------	-----------------------------------

2 既存工場の特例

昭和49年6月28日現在既存に設置されていた工場等または設置のための工事が行われていた工場等(以下「既存工場等」という。)において生産施設の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)を行う場合において、基準とすべき生産施設の面積、環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によるものとされています。

① 生産施設の面積

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

ただし、 $\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \leq 0$ のときは $P = 0$ とする。

計算に小数点以下の数字が出た場合は、6位を四捨五入し、5位までの数字で計算し、最後に少数点以下を切り捨て整数としてください。

② 当該生産施設の変更に伴い、設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2S - G_1$ とし、

0. $2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

③ 当該生産施設の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、

0. $25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

上記の式において、S、P、P₀、P₁、G、G₀、G₁、E、E₀、E₁、γ、およびαは、それぞれ次の数値を表わすものとする。

S 当該既存工場等の敷地面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

P₀ 昭和49年6月28日に設置されている生産施設の面積及び設置のための工事が行われている生産施設の面積の合計

P₁ 昭和49年6月29日以後に生産施設の面積の変更が行われた場合におけるその変更に係る面積の合計(昭和49年6月29日以後に生産施設の面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの)

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

G₀ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

なお、当該変更の際既存緑地の廃棄を伴う場合は、当該廃棄面積を差し引いた後の面積をG₀とします。

G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E₀ } G₀、G₁の説明における「緑地」を「環境施設」と読みかえる。
E₁ }

γ 当該既存工場等が属する付表1(P49～)の左欄に掲げる業種についての同表の中欄に掲げる割合

α 当該既存工場等が属する付表1(P49～)の左欄に掲げる業種についての同表の右欄に掲げる数値

3 兼業の場合の取扱い

工場等が付表1(P50～)の左欄に掲げる2以上の業種に属するときの取扱いは次の式によるものとする。(これらの式におけるS、P、G、E、 γ 、 α 等の記号の意味は、前節2におけると同じであるが、詳しくは次節4の適用計算例参照のこと。)

(1)新設の場合

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$$

(2)既存工場の生産施設の面積の変更を行う場合

①生産施設の面積

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{oi}}{\gamma_i \alpha_i}$$

②当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2S - G_1$ とし、

$0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

③当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、

$0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

4 準則の適用計算例

(1) $P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$ について $\frac{P_0}{S} > \gamma \alpha$ のとき

①計算している生産施設の増設が49年6月29日以後に行なう生産施設の面積の変更の最初のものである場合:

γ (生産施設面積の準則) = 0.1

S (敷地面積) = 1,000,000平方メートル

PO (既存の生産施設面積) = 143,000平方メートル

{ 49年6月28日現在設置済みのもの 140,000平方メートル
49年6月28日現在設置工事中のもの 3,000平方メートル

α (既存生産施設用敷地計算係数) = 1.3

P_1 (49年6月29日以後今回の増設の直前までの間の増設面積とスクラップ面積の累計) = 0

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 = 0.1 \times \left(1,000,000 - \frac{143,000}{0.1 \times 1.3} \right) - 0$$

= - 10,000 < 0 従って、この工場の場合、最初から単なる増設をすることは準則に適合しない。

②49年6月29日以後最初に行なう変更が生産施設のスクラップを伴う増設の場合:

前記①の例に挙げた工場において、9,000平方メートルのスクラップを伴う増設は

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 = 0.1 \times \left(1,000,000 - \frac{143,000}{0.1 \times 1.3} \right) - (-9,000)$$

$$= -10,000 + 9,000 = -1,000 < 0$$

となり、依然として準則に適合せず $P=0$ とするが、12,000平方メートルのスクラップを伴う増設は、

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 = 0.1 \times \left(1,000,000 - \frac{143,000}{0.1 \times 1.3} \right) - (-12,000)$$

$$= -10,000 + 12,000 = 2,000$$

平方メートルの範囲内で増設であれば準則に適合する。

(2) $P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$ について $\frac{P_0}{S} < \gamma \alpha$ のとき

$\gamma=0.1$ 、 $\alpha=1.3$ 、 $S=1,000,000$ 平方メートル

PO=104,000平方メートル { 49年6月28日現在設置済みのもの 100,000平方メートル
49年6月28日現在設置工事中のもの 4,000平方メートル

の工事において

49年6月29日着工の第1回増設(+8,000平方米)

49年7月10日にスクラップ (-3,000平方米)

49年8月3日着工の第2回増設(+5,000平方米)

の工事をして来たとすれば、第1回の増設(P=8,000平方米)については、

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 = 0.1 \times \left(1,000,000 - \frac{104,000}{0.1 \times 1.3} \right) - 0$$

$$= 20,000 \text{ となり、 } 8,000 < 20,000 \text{ であるので準則に適合していたことになる。}$$

第2回の増設(P=5,000平方米)については、

$$\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 = 0.1 \times \left(1,000,000 - \frac{104,000}{0.1 \times 1.3} \right) - (8,000 - 3,000)$$

$$= 20,000 - 5,000 = 15,000 \text{ となり } 5,000 < 15,000 \text{ であるので準則に適合していたことになる。}$$

次に第3回の増設を行なおうとすれば、

$$\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 = 0.1 \times \left(1,000,000 - \frac{104,000}{0.1 \times 1.3} \right) - (8,000 - 3,000)$$

$$+ 5,000 = 20,000 - 10,000 = 10,000$$

となり10,000平方米以下の増設であれば、準則に適合することになる。

(3) $G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$ について

前記(2)の工場の場合であって、49年6月28日現在に設置済みの緑地及び設置工事中の緑地の合計100,000平方米とすれば49年6月29日の第1回の生産施設の増設(P=8,000平方米)に伴い設置すべき緑地Gは、

$$G = \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) = \frac{8,000}{0.1} \times \left(0.2 - \frac{100,000}{1,000,000} \right) = 80,000 \times (0.2 - 0.1) = 8,000 \text{ となる。}$$

従って、最低限設置することが必要な緑地の面積は8,000平方米であるが、自主的に10,000平方米の緑地の造成を行なったものとする。

次いで、49年7月1日に県の要請で1,000平方米の緑地の造成を行なったものとすれば、次に生産施設の増設をする場合のG0は、

$$100,000 + 10,000 + 1,000 = 111,000 \text{ 平方米 } (G_1) \text{ のうちで } 8,000 \text{ 平方米を超える面積、即ち、 } 111,000 - 8,000 = 103,000 \text{ 平方米となる。}$$

そこで、49年8月3日の第2回の生産施設の増設(P=5,000平方米)に伴い設置すべき緑地Gは、

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) = \frac{5,000}{0.1} \times \left(0.2 - \frac{103,000}{1,000,000} \right) = 4,850 \text{ 平方米となる。}$$

従って、今回最低限設置することが必要な緑地の面積は4,850平方米であるが、実際には20,000平方米の緑地の造成を行なったものとすれば、第3回の生産施設の増設に際しては、

$$G_0 = (100,000 + 10,000 + 1,000 + 20,000) - (8,000 + 4,850) = 118,150 \text{ 平方米となる。}$$

かくして何回目かの生産施設の増設に伴う緑地の設置により、計算上設置すべき緑地の増分(G)とそれより前の緑地の累計(G1)との和が、敷地面積(S)の20%(0.2S)を超えることとなる場合($G + G_1 > 0.2S$)には、 $G + G_1 \geq 0.2S$ を満足すれば必ずしも $G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$ を満足しなくとも

準則に適合する。

(4) $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq$ について

二つの業種(n=2)を兼業する工場を新設する場合。

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S \text{ は } \frac{P_1}{\gamma_1} + \frac{P_2}{\gamma_2} \leq S \text{ となり、}$$

$$\gamma_1 \text{ (発電機製造業の生産施設面積の準則) } = 0.3$$

$$P_1 \text{ (発電機製造のための生産施設の新設面積) } = 30,000 \text{ 平方米}$$

$$\gamma_2 \text{ (テレビ製造業の生産施設面積の準則) } = 0.4$$

$$P_2 \text{ (テレビ製造のための生産施設の新設面積) } = 40,000 \text{ 平方米}$$

$$\text{の場合 } \frac{P_1}{\gamma_1} + \frac{P_2}{\gamma_2} = \frac{30,000}{0.3} + \frac{40,000}{0.4} = 200,000 \text{ である。}$$

従って、この場合敷地面積は200,000平方米以上でないと準則に適合しない。

(5) $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{oi}}{\gamma_i \alpha_i}$ について $S < \sum_{i=1}^m \frac{P_{oi}}{\gamma_i \alpha_i}$ のとき

①計画している内容が生産施設の増設のみ(Piはいずれも正であって負のものはない)の場合には、

この式を満足せず、準則に適合しない。

②計画している内容が生産施設のスクラップを伴う増設の場合：

$$\begin{aligned}
 S & (\text{敷地面積}) & = 150,000 \text{ 平方メートル} \\
 m & (\text{49年6月28日における兼業の数}) & = 2 \\
 P_{01} & (\text{電球製造のための既存生産施設面積}) & = 48,000 \text{ 平方メートル} \\
 \gamma_1 & (\text{電球製造業の生産施設面積の準則}) & = 0.4 \\
 \alpha_1 & (\text{電球製造業の既存生産施設用敷地計算係数}) & = 1.2 \\
 P_{02} & (\text{発電機製造のための既存生産施設面積}) & = 42,000 \text{ 平方メートル} \\
 \gamma_2 & (\text{発電機製造業の生産施設面積の準則}) & = 0.3 \\
 \alpha_2 & (\text{発電機製造業のための既存生産施設用敷地計算係数}) & = 1.4 \\
 n & (\text{この工場の兼業の数}) & = 3 \\
 P_1 & (\text{49年6月29日に電球の生産施設の一部スクラップ}) & = -28,000 \text{ 平方メートル} \\
 P_2 & (\text{49年7月1日に発電機の生産施設の増設に着工}) & = 3,000 \text{ 平方メートル} \\
 P_3 & (\text{49年8月10日にテレビの生産施設に着工}) & = 3,200 \text{ 平方メートル} \\
 \gamma_3 & (\text{テレビ製造業の生産施設の準則}) & = 0.4 \\
 \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} & = \frac{P_1}{\gamma_1} + \frac{P_2}{\gamma_2} + \frac{P_3}{\gamma_3} \leq \frac{-28,000}{0.4} + \frac{3,000}{0.3} + \frac{3,200}{0.4} = -70,000 + 10,000 + 8,000 \\
 & & = -52,000 \\
 S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i} & = S - \left(\frac{P_{01}}{\gamma_1 \alpha_1} + \frac{P_{02}}{\gamma_2 \alpha_2} \right) = 150,000 - \left(\frac{48,000}{0.4 \times 1.2} + \frac{42,000}{0.3 \times 1.4} \right) \\
 & & = 150,000 - (100,000 + 100,000) = -50,000
 \end{aligned}$$

従って、 $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} < S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$ となり、準則に適合している。

(6) $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$ について $S \geq \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$ のとき

$$\begin{aligned}
 S & = 210,000 \text{ 平方メートル} \\
 m & = 2 \\
 P_{01} & = 48,000 \text{ 平方メートル} \\
 \gamma_1 & = 0.4 \\
 \alpha_1 & = 1.2 \\
 P_{02} & = 42,000 \text{ 平方メートル} \\
 \gamma_2 & = 0.3 \\
 \alpha_2 & = 1.4 \\
 n & = 3 \\
 P_1 & = -4,000 \text{ 平方メートル} = -9,000 (\text{スクラップ}) + 5,000 (\text{ビルド}) \\
 P_2 & = 3,000 \text{ 平方メートル} (\text{増設}) \\
 P_3 & = 3,200 \text{ 平方メートル} (\text{新設}) \\
 \gamma_3 & = 0.4 \\
 \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} & = \frac{P_1}{\gamma_1} + \frac{P_2}{\gamma_2} + \frac{P_3}{\gamma_3} \leq \frac{-4,000}{0.4} + \frac{3,000}{0.3} + \frac{3,200}{0.4} = -10,000 + 10,000 + 8,000 \\
 & & = 8,000 \\
 S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i} & = S - \left(\frac{P_{01}}{\gamma_1 \alpha_1} + \frac{P_{02}}{\gamma_2 \alpha_2} \right) = 210,000 - \left(\frac{48,000}{0.4 \times 1.2} + \frac{42,000}{0.3 \times 1.4} \right) \\
 & & = 210,000 - (100,000 + 100,000) = 10,000 \\
 \text{従って、} \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} & \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i} \text{ を満足し準則に適合する}
 \end{aligned}$$

第4 法第4条、法第6条等の解釈について(運用通産)

1 「製造業等」

製造業等の範囲は、日本標準産業分類による製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業とする。

製造業に含まれる物品の加工修理業とは、製造と修理又は賃加工(他の産業の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受けとること。)と修理をそれぞれ合わせて行う船製造・修理業、鉄道車輛製造業等の事業をいい、自動車整備業のように単に修理のみを行う事業は物品の加工修理業に含まれない。

2 「製造業等に係る工場又は事業場」

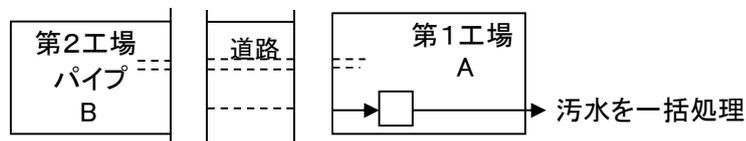
製造業等に係る工場又は事業場(以下「工場等」という。)とは、規則第2条による生産施設を設置して製造、加工等の業務のために使用する場所をいう。したがって、本社、営業所、変電所、石油油槽所等は生産施設を有しないので工場等とはしない。

3 「一の団地」

一の団地とは、連続した一区画内の土地をいう。したがって、道路、河川、鉄道等により二分されている場合は、通常は一の団地ではないが、その工場自体のために設けた私道、軌道等により分断されている場合又は道路、鉄道等により分断されてはいるが生産加工工程上、環境保全もしくは管理運営上極めて密接な関連があり一体をなしている場合は、一の団地と解する。

一の団地内の工場敷地面積のとり方については、次の事例を参考とされたい。

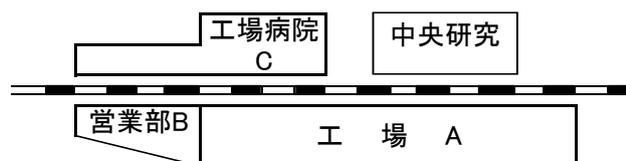
(例1) 第1工場と第2工場との間に道路をはさんでいるが、生産工程上密接なつながりがある場合は、一の団地とし、工場敷地面積はA+Bとする。



(例2) 第1工場と第2工場との間に他社工場がある場合は一の団地とならず、第1工場の敷地面積はAとする。

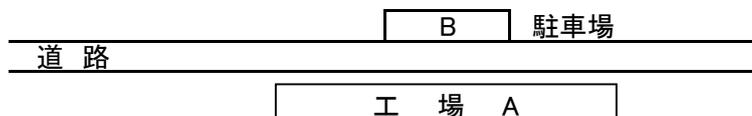


(例3) 鉄道を隔てて工場と病院、研究所とがあり、同一法人の所有敷地である(それぞれ区画ははっきり区別できるものとする。)場合で、研究所も中央研究所のように直接工場と関係がない場合は一の団地としない。なお、病院は敷地面積から除かれる。従って工場敷地面積はA+Bとする。



(例4) 道路、鉄道等を隔てて、工場と緑地、運動場、体育館、駐車場とがある場合

例えば、道路をはさんで、従業員用の駐車場がある場合は一の団地として、工場敷地面積はA+Bとする。



(例5) 飛地に運動場、体育館などがある場合は、一の団地としない。

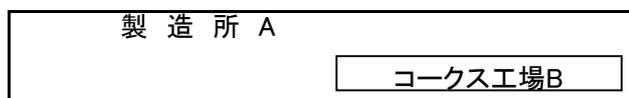
(例6) 高速道路等の幅の広い道路又は河口部等の非常に巾の広い河川が間に入る場合で、工場の規模と比較して社会通念上一の団地として解し難いものは一の団地としない。

4 「工場等の敷地面積」

工場等の敷地面積とは、工場等の用に供する土地の全面積をいう。工場等の用に供する土地には社宅、寮又は病院の用に供する土地及びこれらの施設の用地として明確な計画のあるものは含まれないが、当面用途不明のまま将来の予備として確保している土地は含まれる。

- (1) 工場敷地面積は、所有地、借地等のいかんを問わず、当該工場の用に供する土地の面積をいう。したがって、子会社、下請工場等に土地を貸している場合には、その部分は除かれ、子会社、下請工場等の工場敷地となる。ただし、建築、土木工事等に伴う臨時的な業者ハウスの敷地は当該工場の一体の敷地に含まれるものとする。

(例1) 自社工場敷地内の法人格の異なる工場がある場合



製鉄所の敷地面積は、コークス工場の敷地面積を除いたA-Bとする。

- (2) 工場敷地から除外する社宅、寮、病院 取扱い

社宅、寮、病院の占める土地の範囲に明確な仕切りがない場合には、社宅、寮、病院の建築面積を0.6で除した面積を工場敷地面積から除外する。なお、病院には患者の収容施設を有する診療所を含むものとする。

5 「工場等の建築面積」

工場等の建築面積とは、工場等の建築物(社宅、寮又は病院の建築物を除く。)の水平投影面積をいい、その測り方は建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定による。すなわち、建築物(地階で地盤面上1m以下にある部分を除く。)の外壁又はこれに代わる柱の中心線(軒、ひさし、はねだし縁その他のこれらに類するもので当該中心線から水平距離1m以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1m後退した線)で囲まれた部分の水平投影面積を測定する。

6 「生産施設」

- ① 生産施設とは、規則第2条に規定する施設をいうが、同条にいう物品の製造工程を形成する機械又は装置とは、原材料に最初の加工を行う工程から出荷段階前の最終の製品が出来上がるまでの工程のうち直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯する用役施設(受変電施設及び用水施設を除く。)をいい施設の具体的な取り扱いについては、次の例によるものとする。

また、同条にいう発電工程、ガス製造工程、熱発生工程又は加工修理工程を形成する機械又は装置

は物品の製造工程を形成する機械又は装置に準ずるものとする。

① 事務所、研究所、食堂等で独立の建築物であるものは生産施設としない。

② 倉庫関連施設

(i) 原材料、資材、製品又は機器類の倉庫、置場若しくはタンク等もっぱら貯蔵の用に供する独立した施設は生産施設としない。

(ii) 倉庫又は置場に付随した原材料の仕分け施設、納入品の検査所、原材料又は最終の製品の抜取検査施設、計量施設は生産施設としない。

③ 出荷・輸送関連施設

(i) 生産工程の一環として製品の包装・荷造(梱包)を継続して行う施設は生産施設とする。

(ii) 倉庫、置場に付随して最終の製品を出荷するための施設は生産施設としない。

(iii) 屋外ベルトコンベアー、輸送用配管等のもっぱら輸送の用に供する施設は生産施設としない。

④ 用役施設(受変電施設及び用水施設を除く。)

自家発電施設、ボイラー(純粋製造設備を含む。)コンプレッサー、酸素製造施設、熱交換器、整流器等は生産施設とする。なお、用役施設から除かれる受変電施設とは変電所、受電施設等をいい、用水施設とは工業用水の取水・貯水施設、冷水塔、排水施設等をいう。

⑤ 煙突、煙道等排煙施設に準ずるものとし、生産施設としない。

⑥ 検査所(試験室)

製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所、試験室は生産施設とするが、独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所又は試験室は生産施設としない。

⑦ 修理工場

製造・加工と修理を合わせて行う修理工場は生産施設とするが、単に部品の取り換え等によって自らの工場等の生産施設の修理のみを行う修理工場は生産施設としない。

⑧ 公害防止施設

自らの工場における排出物を処理するための施設は公害防止施設とし生産施設とはしない。しかし、当該施設によって有用成分の回収又は副製品の生産を行う重油税硫施設等は生産施設とする。その判断の一般的基準は次によるものとする。

(i) 生産工程からの排出物の処理の過程において得た有用成分を自己の主製品の原材料として使用する場合において、次のいずれにも該当するときにおける当該有用成分を原材料等として使用するための加工等の用に供される施設は公害防止施設とする。

(a) 当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずる恐れがあると認められる事情があること。

(b) 当該有用成分を原材料として使用するための加工等を行うことにより、その原材料等を他から購入することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。

(ii) 生産工程からの排出物の処理の過程において得た有用成分を製品化する場合において、次のいずれにも該当するときにおける当該製品化工程の用に供される施設は公害防止施設とする。

(a) 当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずる恐れがあると認められる事情があること。

(b) 当該有用成分を製品化して販売することによりその有用成分をそのまま廃棄することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。

以上の具体例を示すと、クラフトパルプ製造工程における黒液燃焼装置、非鉄金属精錬における硫酸回収施設等は生産施設であるが、発電所における排煙脱硫施設等は公害防止施設として取り扱うものとする。

⑨ 休廃止施設

一時的な遊休施設は生産施設とする。また、廃止された施設であっても撤去されない限り原則として生産施設とする。

㉨ 試作プラント

試作品、開拓品等を製造、研究する施設は原則として生産施設から除外するが、当該施設のための施設の規模、性能等からみて実稼働プラントに移行する可能性のあるもの、あるいは当該試作品等を販売する場合はこの限りではない。

② 生産施設の面積の測定方法

生産施設的面積は原則として投影法による水平投影面積を測定する。

① 規則第2条第1号の建築物の面積

工場等の建築面積の図り方と同様に建築基準法施行令第2条第1項第2号の算定方法による。

建築物の一部に製造工程等を形成する機械又は装置が設置される場合における生産施設的面積は、原則として、当該建築物の全水平投影面積とするが、同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるものがある場合は、当該床面積を除いた面積とする。(原則として地盤面上1m未満の基礎部を除く。)

② 規則第2条第2号の機械又は装置の面積

原則として、当該機械又は装置の水平投影図の外周によって囲まれる面積とする。(原則として地盤面上1m未満の基礎部を除く。)

7 「緑 地」

① 緑地とは、規則第3条に規定する区画された土地をいう。この場合樹木の成育する土地については、当該土地(その一部に緑地以外の環境施設が含まれているときは、当該環境施設の部分以外の土地)の全体について平均的に植栽されている必要があり、また、緑地の植栽工事の完了期限は原則として届出に係る生産施設の運転開始時までとする。

② 緑地の測定方法

① 樹木が生育する土地でさく、置石、へい等により区画をされているものについては当該土地の区画の面積を緑地面積として測定する。

② 次の場合実質的に区画されているものとして測定する。

(a) 樹木が生育する土地でさく、置石、へい等により区画をされていないものについては、外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積を緑地面積として測定する。

(b) 一列の並木状の樹木が成育する土地でさく、置石、へい等により区画されていないものについては、当該並木の両端の樹木に沿って測った距離に1mを乗じた面積を緑地面積として測定する。

③ 単独の樹木については、当該樹冠の水平投影面積を緑地面積として測定する。

また、植栽が平均的でない等、面積として算定する範囲が明確でない場合も個々の樹木を単独の樹木として取り扱うものとする。

④ 低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地の面積を緑地面積として測定する。

8 「緑地以外の環境施設」

① 緑地以外の環境施設とは、規則第4条に規定する区画された土地をいい、粉じん、騒音等を防止する観点のみならず、工場立地が周辺住民に与える違和感等も含めて周辺地域との調和を保つために整備することをねらいとしたものです。

② 環境施設の判断基準は次の4つのうち、1つを満たすこととする。

(i) オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されていること。

(ii) 一般の利用に供するよう管理されること等により、周辺の地域住民等の健康の維持増進又は教養文化の向上が図られること。

- (iii) 災害時の避難場所等となることにより防災対策等が推進されること。
 - (iv) 雨水等の流出水を浸透させる等により地下水の涵養が図られること。
 - (V) 規則第4条に規定する太陽光発電施設であって、実際に発電の用に供されるものであること。
- したがって、たとえば、水流であっても単なる排水溝は(i)の基準に該当しないが、防火用の貯水池でも周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものは、環境施設とする。

- ㊦ 修景施設とは、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰たな等の施設をいう。
- ㊧ 屋外運動場とは、野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、スケート場、すもう場等で屋外にあるもの(これらに付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。)をいう。
- ㊨ 広場とは、単なる空地、玄関前の車まわりのような場所ではなく、休息、散歩、キャッチボール、バレーボール程度の簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているものをいう。
- ㊩ 「屋内運動施設」とは、体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等(これらに付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。)をいう。
- ㊪ 「教養文化施設」とは、企業博物館(名称の如何にかかわらず、製造業等に関する歴史的、文化的に価値のある資料を豊富に収集し、保管し、及び展示している施設をいう。)、美術館、ホール(音楽又は演劇等に利用する施設で音響設備、観覧席等が整備されているものをいう。)等であって教養文化の向上に資することが目的とされ、かつ、その効果が見込まれるものをいう。
- ㊫ 雨水浸透施設とは、浸透管(浸透トレンチ)、浸透ます(雨樋等といった雨水を通すためだけのものは除く。)、浸透側溝、透水性舗装が施された土地等である。これらのうち、環境施設とは、雨水を集めて地下に浸透させ、雨水の流出を抑制することにより、地下水源の涵養、浸水被害の防止、合流式下水道の越流水による汚濁負荷の削減等に資することが目的とされ、かつ、設置される地域の特性(設置場所の地形、地質、土地利用等の諸条件を含む。)から見てその効果が十分に見込まれるものをいう。
- ㊬ 太陽光発電施設とは、太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置をいう。

太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるものとは、建築物等施設の屋上又は壁面に設置される太陽光発電施設をいう。

- ㊭ 雨水等の流出水を一時的に貯留するための調整池は、美観等の面で公園的な形態をととのえているものであれば環境施設とする。
- ② 緑地以外の環境施設の測定方法
- 緑地以外の環境施設はさく、置石、へい等で区画された土地の面積を環境施設面積として測定する。

9 「工事の開始」

工事の開始とは、次に掲げる各種工事毎にそれぞれ連続して行われる作業のうち最初の作業を始めることをいう。

- ① 埋立工事の開始は、シートパイルの打ち込み、海底の地盤改良、ケーソンの沈設、土砂の投入の各作業のうちいずれか早いものを始めることをいう。
- ② 整地等のいわゆる造成工事の開始は、土地の掘削、土盛、地ならしの各作業のうちいずれか早いものを始めることをいう。
- ③ 生産施設若しくは生産施設以外の施設の設置工事の開始は、当該施設の建設のための基礎打ち作業を始めることをいう。
- ④ 生産施設以外の既存の施設が用途の変更により生産施設となる場合の工事の開始は、用途変更に伴い新たに必要とされる機械、設備、建築物等の新設、改造または移動等の作業を始めることをいう。

付表1 生産施設面積の敷地面積に対する割合一覧表(準則別表第1、第2)

(注) 飴 一覧表の左側の「業種区分」欄は日本標準産業分類に一致しています。

溢 γ は、生産施設面積の敷地面積に対する割合を表わします。

迂 α は既存生産施設用敷地計算係数です。

業 種 区 分	γ	α	業 種 区 分	γ	α
<大分類E-製造業>			0931に分類される。		
中分類 09-食料品製造業			094 調味料製造業		
090 管理、補助的経済活動を行う事業所 (09 食料品製造業)			0941 味そ製造業	65	1.2
0900 主として管理事務を行う本社等	65	1.2	注: 鉄火味そ、ピーナッツ味そ、タイ 味そ、ゆず味そ等の加工味そは0999 に分類される。		
0909 その他の管理、補助的経済活動を行う 事業所	65	1.2	0942 しょう油・食用アミノ酸製造業	65	1.2
091 畜産食料品製造業			0943 ソース製造業	65	1.2
0911 部分肉・冷凍肉製造業	65	1.2	0944 食酢製造業	65	1.2
0912 肉加工品製造業	65	1.2	0949 その他の調味料製造業	65	1.2
0913 処理牛乳・乳飲料製造業	65	1.2	注1. 粉味そは0941に、粉しょう油は 0942に分類される。		
0914 乳製品製造業 (処理牛乳、乳飲料を除く)	65	1.2	注2. 一部製造・加工品	65	1.3
注1. マーガリンは0982に分類される。			095 糖類製造業		
注2. 牛乳を主とした飲料は、ここに 分類される。ミルク入りコーヒー飲 料は、1011に分類される。			0951 砂糖製造業(砂糖精製業を除く)	65	1.3
0919 その他の畜産食料品製造業	65	1.2	注: 国内産の甘味資源作物を原料とす るもの。		
092 水産食料品製造業			0952 砂糖精製業	65	1.3
0921 水産缶詰・瓶詰製造業	65	1.2	注: 購入した粗糖から精製したもの及 び購入した精製糖から製造加工した ものを含む。		
0922 海藻加工業	65	1.2	0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	65	1.2
注: 海藻加工缶詰、瓶詰は0921、海藻 つくだ煮は0929に分類される。			096 精穀・製粉業		
0923 水産練製品製造業	65	1.2	0961 精米・精麦業	65	1.2
0924 塩干・塩蔵品製造業	65	1.2	0962 小麦粉製造業	65	1.2
0925 冷凍水産物製造業	65	1.2	0969 その他の精穀・製粉業	65	1.2
0926 冷凍水産食品製造業	65	1.2	097 パン・菓子製造業		
注1. 主として水産物を原料として洗 浄、内臓の除去など前処理を施し、 急速に凍結したもの。			0971 パン製造業	65	1.2
注2. 冷凍調理食品は0995に分類される。			注: サンドイッチ、ホットドック等は、 0999に分類される。		
0929 その他の水産食料品製造業	65	1.2	0972 生菓子製造業	65	1.2
注: つぼ詰を含む。			0973 ビスケット類・干菓子製造業	65	1.2
093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業			0974 米菓製造業	65	1.2
0931 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料 品製造業(野菜漬物を除く)	65	1.2	0979 その他のパン・菓子製造業	65	1.2
注: ゼリー菓子は0972、食用ゼリー粉 末は0999、ゼラチンは1694に分類さ れる。			098 動植物油脂製造業	65	1.2
0932 野菜漬物製造業(缶詰、瓶詰、つぼ 詰を除く)	65	1.2	0981 動植物油脂製造業 (食用油脂加工業を除く)	65	1.3
注: 野菜漬物缶詰・瓶詰・つぼ詰は、			0982 食用油脂加工業	65	1.3
			注: 購入した動植物油脂をさらに加工 したものに限る。		
			099 その他の食料品製造業		
			0991 でんぷん製造業	55	1.3
			0992 めん類製造業	65	1.2

業種区分	γ	α
0993 豆腐・油揚げ製造業	65	1.2
0994 あん類製造業	65	1.2
0995 冷凍調理食品製造業	65	1.2
0996 そう(惣)菜製造業	65	1.2
0997 すし・弁当・調理パン製造業	65	1.2
0996 レトルト食品製造業	65	1.2
0999 他に分類されない食料品製造業	65	1.2

中分類 10-飲料・たばこ・飼料製造業

100 管理、補助的経済活動を行う事業所 (10 飲料・たばこ・飼料製造業)		
1000 主として管理事務を行う本社等	65	1.2
1009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	65	1.2
101 清涼飲料製造業		
1011 清涼飲料製造業	65	1.2
102 酒類製造業		
1021 果実酒製造業	65	1.3
1022 ビール類製造業	65	1.3
1023 清酒製造業	65	1.2
1024 蒸溜酒・混成酒製造業	65	1.3
103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)		
1031 製茶業	65	1.2
1032 コーヒー製造業	65	1.2
104 製氷業		
1041 製氷業	65	1.2
105 たばこ製造業		
1051 たばこ製造業(葉たばこ処理業を除く)	65	1.2
1052 葉たばこ処理業	65	1.2
106 飼料・有機質肥料製造業		
1061 配合飼料製造業	65	1.2
1062 単体飼料製造業	65	1.2
1063 有機質肥料製造業	65	1.2

中分類 11-繊維工業

100 管理、補助的経済活動を行う事業所 (11 繊維工業)		
1000 主として管理事務を行う本社等	65	1.2
1009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	65	1.2
111 製糸業、紡績業、化学繊維、ねん糸等製造業		
1111 製糸業	65	1.2
1112 化学繊維製造業	65	1.2
1113 炭素繊維製造業	65	1.2
1114 綿紡績業	65	1.2
注:コンデンサー綿糸は、1114に分類される。		

業種区分	γ	α
1115 化学繊維紡績業	65	1.2
注1. コンデンサービスコース・スフ糸は1115に分類される。		
注2. コンデンサー合成繊維糸は1115に分類される。		
1116 毛紡績業	65	1.2
1117 ねん糸製造業(かさ高加工糸製造業を除く)	65	1.2
1118 かさ高加工糸製造業	65	1.2
1119 その他の紡績業	65	1.2
112 織物業		
1121 綿・スフ織物業	65	1.2
注1. 合成繊維紡績糸織物を含む。(幅13cm以上)		
注2. 広幅織物(幅51cm以上のもの) 小幅織物(幅13cm以上、51cm未満のもの)		
1122 絹・人絹織物業	65	1.2
注1. 合成繊維長繊維織物を含む。(幅13cm以上)		
注2. 広幅織物(幅51cm以上のもの) 小幅織物(幅13cm以上、51cm未満のもの)		
1123 毛織物業	65	1.2
注:幅13cm以上のもの		
1124 麻織物業	65	1.2
注:幅13cm以上のもの		
1125 細幅織物業	65	1.2
注:幅13cm未満のもの。		
1129 その他の織物業	65	1.2
注:幅13cm以上のもの		
113 ニット生地製造業		
1131 丸編ニット生地製造業	65	1.2
1132 たて編ニット生地製造業	65	1.2
1133 横編ニット生地製造業	65	1.2
114 染色整理業		
1141 綿・スフ・麻織物機械染色業	65	1.2
注1. タオル地染色を含む。		
注2. 毛風合成繊維織物は、1143に分類される。キュブラ・アセテート紡績糸織物は1141に分類される。		
1142 絹・人絹織物機械染色業	65	1.2
注:キュブラ・アセテート長繊維織物は1142に分類される。		
1143 毛織物機械染色整理業	65	1.2
1144 織物整理業	65	1.2
1145 織物手加工染色整理業	65	1.2
注:織物手加工修整業を含む		
1146 綿状繊維・糸染色整理業	65	1.2

業種区分	γ	α
1147 ニット・レース染色整理業	65	1.2
1148 繊維雑品染色整理業	65	1.2
115 綱・網・レース・繊維粗製品製造業		
1151 綱製造業	65	1.2
1152 漁網製造業	65	1.2
1153 網地製造業(漁網を除く)	65	1.2
1154 レース製造業	65	1.2
注:刺しゅう製品は、1196に分類される。		
1155 組ひも製造業	65	1.2
1156 整毛業	65	1.2
1157 フェルト・不織布製造業	65	1.2
1158 上塗りした織物・防水した織物製造業	65	1.2
注:ゴム引布は1991		
1159 その他の繊維粗製品製造業	65	1.2
注:電着植毛を含む。		
116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)		
1161 織物製成人男子・少年服製造業 (不織布製及びレース製を含む)	65	1.2
注:高周波ミシン加工によるビニール合羽・レインコートについては、材料を購入して加工したものは1825、材料から一貫作業によるものは1897に分類される。		
1162 織物製成人女子・少女服製造業 (不織布製及びレース製を含む)	65	1.2
1163 織物製乳幼児服製造業 (不織布製及びレース製を含む)	65	1.2
注:ニット製乳幼児服は1166に分類される。		
1164 織物製シャツ製造業(下着を除く) (不織布製及びレース製を含み、下着を除く)	65	1.2
注:ニット製ワイシャツは1167に分類される。		
1165 織物製事務用・作業用・衛生用 スポーツ用衣服・学生服製造業 (不織布製及びレース製を含む)	65	1.2
注:ニット製の事務用・作業用・衛生用衣服及びスポーツ用衣服は1169に分類される。		
1166 ニット製外衣製造業(アウターシャツ類、セーター類などを除く)	65	1.2
1167 ニット製アウターシャツ類製造業	65	1.2
1168 セーター類製造業	65	1.2
1169 その他の外衣・シャツ製造業	65	1.2
117 下着類製造業		
1171 織物製下着製造業	65	1.2
1172 ニット製下着製造業	65	1.2
1173 織物製・ニット製寝着類製造業	65	1.2
1174 補整着製造業	65	1.2

業種区分	γ	α
注:材料のいかんを問わない。		
118 和装製品・その他の衣類・繊維製 身の回り品製造業		
1181 和装製品製造業(足袋を含む)	65	1.2
1182 ネクタイ製造業	65	1.2
注:ニット製ネクタイは145639に分類される。		
1183 スカーフ・マフラー・ハンカチーフ 製造業	65	1.2
注:ニット製スカーフ・マフラーは145639に分類される。		
1184 靴下製造業	65	1.2
1185 手袋製造業	65	1.2
1186 帽子製造業(帽体を含む)	65	1.2
注:麦わら、パナマ類の帽子は347111に分類される。		
1189 他に分類されない衣服・繊維製身の の回り品製造業	65	1.2
注1. 紙おしめは1499に分類される。 注2. 合成皮革・プラスチック製甲被 の縫製は1822に分類される。		
119 その他の繊維製品製造業		
1191 寝具製造業	65	1.2
注:ペット用マットレスは1313に分類される。		
1192 毛布製造業	65	1.2
1193 じゅうたん・その他の繊維製床敷物 製造業	65	1.2
注:電着植毛製床敷物は、1159に分類される。		
1194 帆布製品製造業	65	1.2
注:かばんは2061に、袋物は2071に分類される。		
1195 繊維製袋製造業	65	1.2
1196 刺しゅう業	65	1.2
注:刺しゅうレース生地は1121に分類される。		
1198 繊維製衛生材料製造業	65	1.2
1197 タオル製造業	65	1.2
注:タオル地は1121に分類される。		
1199 他に分類されない繊維製品製造業	65	1.2
注:ハンカチーフは1183に、シート、まくらカバー、ベッドカバー等の寝具用カバーは1191に分類される。		
中分類 12-木材・木製品製造業(家具を除く)		
120 管理、補助的経済活動を行う事業所 (12 木材・木製品製造業)		

業種区分	γ	α
1200 主として管理事務を行う本社等	65	1.2
1209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	65	1.2
121 製材業、木製品製造業		
1211 一般製材業	65	1.3
注1. 薬品処理を行ったものは、1291に分類される。		
注2. 磨丸太は1227に分類される。		
1212 単板(ベニヤ)製造業	65	1.3
注:ベニヤ合板は1222に分類される。		
1213 床板製造業	65	1.3
1214 木材チップ製造業	65	1.3
1219 その他の特殊製材業	65	1.3
注:折箱は1232、マッチ箱は3289に分類される。		
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業		
1221 造作材製造業(建具を除く)	65	1.3
注:建具は1331に分類される。		
1222 合板製造業	65	1.3
注:単板(ベニヤ)は1212に分類される。		
1223 集成材製造業	65	1.3
1224 建築用木製組立材料製造業	65	1.3
注:ユニット住宅は3299に分類される。		
1225 パーティクルボード製造業	65	1.3
注:パーティックボードの切断加工は1399に分類される。		
1226 繊維板製造業	65	1.3
1227 銘木製造業	65	1.3
磨丸太製造業	65	1.2
123 木製容器製造業(竹、とうを含む)		
1231 竹・とう・きりゅう等容器製造業	65	1.2
1232 木箱製造業	65	1.2
注:小物箱でビニールレザーなどで内装してあるものは、3221に分類される。		
1333 たる・おけ製造業	65	1.2
129 その他の木製品製造業(竹、とうを含む)		
1291 木材薬品処理業	65	1.2
1292 コルク加工基礎資材・コルク製品製造業	65	1.2
注:コルク製の靴芯は1392に分類される。		
1299 他に分類されない木製品製造業(竹、とうを含む)	65	1.2
注1. 紡績用木管は、2634に分類される。漆器製品は、3271に分類される。		
注2. 木製がん具は3251、木製スポーツ用品は3253に分類される。		
中分類 13—家具・装備品製造業		
130 管理、補助的経済活動を行う事業所		

業種区分	γ	α
(13 家具・装備品製造業)		
1000 主として管理事務を行う本社等	65	1.2
1009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	65	1.2
131 家具製造業		
1311 木製家具製造業(漆塗りを除く)	65	1.2
注1. 家具の部分品・半製品(木製)は1299に分類される。		
注2. 漆塗り製家具は、3271に分類される。		
注3. プラスチック製キャビネットは、1833に分類される。		
1312 金属製家具製造業	65	1.2
注1. 金庫は2491に分類される。		
注2. 電動イス(理・美容)は2721に分類される。		
注3. ほうろう製流し台・調理台は2199に分類される。		
1313 マットレス・組スプリング製造業	65	1.2
注:個々のスプリングは、2492に分類される。		
132 宗教用具製造業		
1321 宗教用具製造業	65	1.2
注:貴金属製は321、漆器製は3271、陶磁器製は2149に分類される。		
133 建具製造業		
1331 建具製造業	65	1.2
注1. プラスチック製を含む。		
注2. 木製サッシは、1221に分類される。		
注3. プラスチック製サッシは中分類18に分類される。		
139 その他の家具・装備品製造業		
1391 事務所用・店舗用装備品製造業	65	1.2
1392 窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業	65	1.2
注:金属製よろい戸、日よけは、2443に分類される。		
1393 鏡縁・額縁製造業	65	1.2
1399 他に分類されない家具・装備品製造	65	1.2
中分類 14—パルプ・紙加工品製造業		
140 管理、補助的経済活動を行う事業所		
(14 パルプ・紙・紙加工品製造業)		
1400 主として管理事務を行う本社等	65	1.2
1409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	65	1.2
141 パルプ製造業		
1411 パルプ製造業	65	1.3

業種区分	γ	α
○パルプ製造から一貫して紙製造を行うもの。	65	1.3
142 紙製造業		
1421 洋紙製造業	65	1.3
1422 板紙製造業	65	1.3
1423 機械すき和紙製造業	65	1.3
1424 手すき和紙製造業	65	1.3
143 加工紙製造業		
1431 塗工紙製造業(印刷用紙を除く)	65	1.3
1432 段ボール製造業	65	1.3
注:段ボール箱は、1453に分類される。		
1433 壁紙・ふすま紙製造業	65	1.3
144 紙製品製造業		
いわゆる紙製品業は、1441～1449に分類される。ただし紙製品業であっても注文の依頼により印刷のみを行ったものについては印刷物として1531以下に分類される。		
1441 事務用・学用紙製品製造業	65	1.2
注:ブックバイディングクロスは、1431に分類される。		
注:画版は3262に分類される。		
1442 日用紙製品製造業	65	1.2
1449 その他の紙製品製造業	65	1.2
注:糸、布製品の見本帳は、1199に分類される。		
145 紙製容器製造業		
1451 重包装紙袋製造業	65	1.2
1452 角底紙袋製造業	65	1.2
注:事務用は1441に分類される。		
1453 段ボール箱製造業	65	1.2
1454 紙器製造業	65	1.2
注:マッチ箱は3289に分類される。		
149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業		
1499 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	65	1.2
注1. ティッシュペーパー用の原紙は1421に分類される。		
中分類 15-印刷・同関連産業		
150 管理、補助的経済活動を行う事業所(15 印刷・同関連業)		
1500 主として管理事務を行う本社等	65	1.2
1509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	65	1.2
151 印刷業(印刷)		
いわゆる印刷業の方は、1511以下の分類によって記入してください。ただし、印刷業でも不特定多数の者に販売するための印刷		

業種区分	γ	α
物は、紙製品として1441～1449までの分類によって記入してください。		
1511 オフセット印刷業(紙に対するもの)	65	1.2
1512 オフセット印刷以外の印刷業(紙に対するもの)	65	1.2
1513 紙以外の印刷業	65	1.2
152 製版業		
1521 製版業	65	1.2
153 製本業、印刷物加工業		
1531 製本業	65	1.2
1532 印刷物加工業	65	1.2
159 印刷関連サービス業		
1591 印刷関連サービス業	65	1.2
中分類 16-化学工業		
160 管理、補助的経済活動を行う事業所(16 化学工業)		
1600 主として管理事務を行う本社等	65	1.3
1609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	65	1.3
161 化学肥料製造業		
○アンモニア製造業	30	1.3
○尿素製造業	30	1.3
1611 窒素質・りん酸質肥料製造業	65	1.3
注:副生硫酸アンモニウムは、1639に分類される。		
1612 複合肥料製造業	65	1.3
1619 その他の化学肥料製造業	65	1.3
162 無機化学工業製品製造業		
1621 ソーダ工業	65	1.5
1622 無機顔料製造業	65	1.3
1623 圧縮ガス・液化ガス製造業	65	1.3
1624 塩製造業	65	1.2
注:副産塩は1699に分類される。		
1629 その他の無機化学工業製品製造業	65	1.3
163 有機化学工業製品製造業		
1631 石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む)	65	1.4
注:石炭系純ベンゾール・純トルオール・キシロールは、1639に分類される。		
1632 脂肪族系中間物製造業(脂肪族系溶剤を含む)	65	1.4
1633 発酵工業	65	1.4
注1. 添加用アルコールは、1024に分類される。		
注2. 植物性たん白は0999に、くえん酸(石灰からのもの)は1639に分類される。		

業 種 区 分	γ	α
1634 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	65	1.4
注:一部製造・加工品	65	1.3
1635 プラスチック製造業	65	1.3
注:1. プラスチック製品は18に分類される。		
注:2. 一部製造・加工品	65	1.4
1636 合成ゴム製造業	65	1.4
注:フォームラバーは1999に分類される。		
1639 その他の有機化学工業製品製造業	65	1.4
164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業		
1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	65	1.3
注:石油系グリセリンは、1632に分類される。		
1642 石けん・合成洗剤製造業	65	1.3
1643 界面活性剤製造業(石けん、合成洗剤を除く)	65	1.3
1644 塗料製造業	65	1.3
1645 印刷インキ製造業	65	1.3
注:筆記用インキは、1699に分類される。		
1646 洗剤・磨剤製造業	65	1.3
注:石けん、合成洗剤は、1642に分類される。		
1647 ろうそく製造業	65	1.3
165 医薬品製造業		
1651 医薬品原薬製造業	65	1.3
1652 医薬品製剤製造業	65	1.2
注:オブラートは0999に分類される。		
1653 生物学的製剤製造業	65	1.2
1654 生薬・漢方製剤製造業	65	1.2
1655 動物用医薬品製造業	65	1.2
166 化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業		
1661 仕上用・皮膚用化粧品製造業	65	1.3
1662 頭髪用化粧品製造業	65	1.3
1669 その他の化粧品・歯磨・化粧品調整品製造業	65	1.3
169 その他の化学工業		
1691 火薬類製造業	65	1.3
注:武器用の信管・火管・電管は276に分類される。		
1692 農薬製造業	65	1.3
1693 香料製造業	65	1.3
1694 ゼラチン・接着剤製造業	65	1.2
注:小麦粉からのノリは、3269に分類される。		
1695 写真感光材料製造業	65	1.3
1696 天然樹脂製品・木材化学製品製造業	65	1.3
1697 試薬製造業	65	1.3

業 種 区 分	γ	α
注:診断用試薬は、1652に分類される。		
1699 他に分類されない化学工業製品製造業	65	1.3
中分類 17—石油製品・石炭製品製造業		
170 管理、補助的経済活動を行う事業所(17 石油製品・石炭製品製造業)		
1700 主として管理事務を行う本社等	60	1.3
1709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	60	1.3
171 石油精製業		
1711 石油精製業	30	1.3
注:購入した鉱・動・植物油による潤滑油は、1721に分類される。		
172 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)		
1721 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)	65	1.3
173 コークス製造業		
1731 コークス製造業	30	1.4
174 舗装材料製造業		
1741 舗装材料製造業	60	1.3
179 その他の石油製品・石炭製品製造業		
1799 その他の石油製品、石炭製品製造業	60	1.3
中分類 18—プラスチック製品製造業		
注:家具・装備品は13、プラスチック版は152、写真フィルム(乾板を含む)は1695、手袋は2051、耐火物は2159、と石は2179、模造真珠は2199、メモリのついた三角定規は2739、注射筒は3251、義歯は2744、眼鏡は3297、時計側は3282、楽器は324、レコードは3296、がん具・運動用具は325、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品は325、装身具・装飾品・ボタン同関連品322、かつらは3229、漆器は327、畳は3282、うちわ・扇子は3283、ほうき・ブラシは3284、洋傘・和傘・同部分品は3289、喫煙用具は3285、魔法瓶は3289、看板・標識機は3292、パレットは3293、モデル・模型は3294、工業用模型は3295に分類される。		
180 管理、補助的経済活動を行う事業所(18 プラスチック製品製造業)		
1800 主として管理事務を行う本社等	65	1.2
1809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	65	1.2
181 プラスチック板・棒・管・継手、異形押出		

業 種 区 分	γ	α
製品製造業	65	1.2
1811 プラスチック板・棒製造業	65	1.2
1812 プラスチック管製造業	65	1.2
1813 プラスチック継手製造業	65	1.2
注:強化プラスチック継手は、1843に分類される。		
1814 プラスチック異形押出製品製造業	65	1.2
1815 プラスチック板・棒・管・継手、異形押出製品加工業	65	1.2
注:成形品を購入し、さらに加工した二次製品が分類される。		
182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業		
1821 プラスチックフィルム製造業	65	1.2
注:フィルムから一貫して製造する袋を含む。		
1822 プラスチックシート製造業	65	1.2
1823 プラスチック床材製造業	65	1.2
1824 合成皮革製造業	65	1.2
注:プラスチック製履物、同付属品は1922に、プラスチック製かばん、袋物、ハンドバッグは、2061、2071、2072に分類される。		
1825 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業	65	1.2
注:成形品を購入し、さらに加工した二次製品が分類される。		
183 工業用プラスチック製品製造業		
1831 電気機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)	65	1.2
1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)	65	1.2
1833 その他の工業用プラスチック製品製造業(加工業を除く)	65	1.2
注:プラスチックを成形したのち、金属部分を組み込むなどの加工を行い又は同時成形加工を行うことにより製造した配線器具などの製品及び機械器具の一部を構成し、かつ、機械的、電気的機能を有する歯車、軸受、端子、抵抗器、コンデンサなどは、ここに含まれず、一般機械器具、電気機械器具のそれぞれに分類される。		
1834 工業用プラスチック製品加工業	65	1.2
注:成形品を購入し、さらに加工した二次製品が分類される。		
184 発泡・強化プラスチック製品製造業		
1841 軟質プラスチック製品製造業(半硬質性を含む)	65	1.2

業 種 区 分	γ	α
1842 硬質プラスチック発泡製品製造業	65	1.2
1843 強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業	65	1.2
1844 強化プラスチック製容器・浴槽等製造業	65	1.2
1845 発泡・強化プラスチック製品加工業	65	1.2
注:成形品を購入し、さらに加工した二次製品が分類される。		
185 プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)		
1851 プラスチック成形材料製造業	65	1.2
1852 廃プラスチック製品製造業	65	1.2
189 その他のプラスチック製品製造業		
1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業	65	1.2
1892 プラスチック製容器製造業	65	1.2
1897 他に分類されないプラスチック製品製造業	65	1.2
1898 他に分類されないプラスチック製品加工業	65	1.2
中分類 19ーゴム製品製造業		
190 管理、補助的経済活動を行う事業所(19 ゴム製品製造業)		
1900 主として管理事務を行う本社等	65	1.2
1909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	65	1.2
191 タイヤ・チューブ製造業		
1911 自動車タイヤ・チューブ製造業	65	1.3
注1. 航空機用を含む。		
注2. チューブレスタイヤは、それぞれのタイヤに分類される。		
1912 その他のタイヤ・チューブ製造業	65	1.3
192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業		
1921 ゴム製履物・同附属品製造業	65	1.2
注1. 足袋は1181に分類される。		
注2. くずゴム製は、1999に分類される。		
1922 プラスチック製履物・同附属品製造業	65	1.2
注:合成皮革製を含む。		
193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業		
1931 ゴムベルト製造業	65	1.2
注:ゴムベルト(シート状のもの)を購入し、裁断接続(接続のみを含む)したベルトは、1933に分類される。裁断のみは、1999に分類される。		

業種区分	γ	α
1932 ゴムホース製造業 注:補強加工を施していないゴム管は1933に分類される。	65	1.2
1933 工業用ゴム製品製造業 注:ゴム、補強材を用いて射出、押出し等により成形したゴムホースは1932に分類される。	65	1.2
199 その他のゴム製品製造業		
1991 ゴム引布・同製品製造業 注:レインコート、合羽は1161、1162に分類される。救命用ゴムボートは、3269に分類される。	65	1.2
1992 医療・衛生用ゴム製品製造業	65	1.2
1993 ゴム練生地製造業	65	1.2
1994 更生タイヤ製造業	65	1.2
1995 再生ゴム製造業	65	1.2
1999 他に分類されないゴム製品製造業 注1. ポリウレタンフォームは1841に分類される。 注2. 医療・衛生用ゴム製品は1992に分類される。	65	1.2
中分類 20—なめし革・同製品・毛皮製造業		
200 管理、補助的経済活動を行う事業所 (20 なめし革・同製品・毛皮製造業)		
2000 主として管理事務を行う本社等	65	1.2
2009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	65	1.2
201 なめし革製造業		
2011 なめし革製造業	65	1.2
202 工業用革製品製造業(手袋を除く)		
2021 工業用革製品製造業(手袋を除く) 注:手袋は2051に分類される。	65	1.2
203 革製履物用材料・同附属品製造業		
2031 革製履物用材料・同附属品製造業	65	1.2
204 革製履物製造業		
2041 革製履物製造業	65	1.2
205 革製手袋製造業		
2051 革製手袋製造業 注1. 合成皮革製を含む。 注2. 一部革製の手袋は、1185に分類される。	65	1.2
206 かばん製造業		
2061 かばん製造業 注:材料のいかんを問わない。	65	1.2
207 袋物製造業		
2071 袋物製造業(ハンドバッグを除く) 注1. 材料のいかんを問わない。	65	1.2

業種区分	γ	α
注2. 角底紙袋(ラミネートをしたものを含む)は、1452に分類される。		
2072 ハンドバッグ製造業 注:材料のいかんを問わない。	65	1.2
208 毛皮製造業		
2081 毛皮製造業 注:毛皮製衣服、身の回り品は、1189に分類される。	65	1.2
209 その他のなめし革製品製造業		
2099 その他のなめし革製品製造業	65	1.2
中分類 21—窯業・土石製品製造業		
210 管理、補助的経済活動を行う事業所 (21 窯業・土石製品製造業)		
2100 主として管理事務を行う本社等	45	1.3
2109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	45	1.3
211 ガラス・同製品製造業		
2111 板ガラス製造業	65	1.4
2112 板ガラス加工業 注1. 購入した板ガラスによるもの。 注2. 鏡台は1311に、壁掛鏡(枠付)は、枠の材質により木製は1311、金属製は1312、プラスチック製は1399に、手鏡(枠付)は3221に分類される。	45	1.3
2113 ガラス製加工素材製造業	45	1.3
2114 ガラス容器製造業	45	1.3
2115 理化学用・医療用ガラス器具製造業	45	1.3
2116 卓球用・ちゅう房用ガラス器具製造業	45	1.3
2117 ガラス繊維・同製品製造業 注:プラスチック製光ファイバーは、1833に分類される。銅線と光ファイバーの複合ケーブルは2351に、電力用ケーブルは2351に分類される。	45	1.3
2119 その他のガラス・同製品製造業 注:光学用、眼鏡用レンズは、中分類27に分類される。	45	1.3
212 セメント・同製品製造業		
2121 セメント製造業	45	1.3
2122 生コンクリート製造業	45	1.3
2123 コンクリート製品製造業	45	1.3
2129 その他のセメント製品製造業	45	1.3
213 建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)		
2131 粘土かわら製造業 注:焼成されない白生地は、2139に分類される。	45	1.3
2132 普通れんが製造業	45	1.3

業種区分	γ	α
2139 その他の建設用粘土製品製造業	45	1.3
214 陶磁器・同関連製品製造業		
2141 衛生陶器製造業	65	1.2
2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	65	1.2
2143 陶磁器製置物製造業	65	1.2
注:がん具は3251に分類される。		
2144 電気用陶磁器製造業	65	1.2
注:配線したもの及び金属部分が組み込まれたものは、28に分類される。		
2145 理化学用・工業用陶磁器製造業	65	1.2
注:組立加工されたもの又は配線済み及び金属部分が組み込まれた部分、取付具、付属品は、各々に分類される。		
2146 陶磁器製タイル製造業	65	1.2
注:石タイルは2184に分類される。		
2147 陶磁器絵付業	65	1.2
2148 陶磁器用はい(坏)土製造業	65	1.2
2149 その他の陶磁器・同関連製品製造業	65	1.2
215 耐火物製造業		
2151 耐火れんが製造業	45	1.3
2152 不定形耐火物製造業	45	1.3
2159 その他の耐火物製造業	45	1.3
216 炭素・黒鉛製品製造業		
2161 炭素質電極製造業	45	1.3
2169 その他の炭素・黒鉛製品製造業	45	1.3
217 研磨材・同製品製造業		
2171 研磨材製造業	45	1.3
2172 研削と石製造業	45	1.3
2173 研磨布紙製造業	45	1.3
2179 その他の研磨材同製品製造業	45	1.3
218 骨材・石工品等製造業		
2181 砕石製造業	45	1.3
2182 再生骨材製造業	45	1.3
2183 人工骨材製造業	45	1.3
注:天然骨材は2199に分類される。		
2184 石工品製造業	45	1.3
2185 けいそう土・同製品製造業	45	1.3
2186 鉱物・土石粉砕等処理業	45	1.3
219 その他の窯業・土石製品製造業		
2191 ロックウール・同製品製造業	45	1.3
2192 石こう(膏)製品製造業	45	1.3
2194 石灰製造業	45	1.3
注:重質炭酸カルシウムは、2186に分類される。		
2194 鋳型製造業(中子を含む)	45	1.3
注:金型は2691に、木型は1299に分類される。		
2199 他に分類されない窯業・土石製品製造業	45	1.3

業種区分	γ	α
中分類 22-鉄鋼業		
220 管理、補助的経済活動を行う事業所(22 鉄鋼業)		
2200 主として管理事務を行う本社等	65	1.2
2209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	65	1.2
221 製鉄業		
2211 高炉による製鉄業	60	1.5
2212 高炉によらない製鉄業	65	1.3
2213 フェロアロイ製造業	65	1.2
222 製鋼・製鋼圧延業		
2221 製鋼・製鋼圧延業	65	1.3
223 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)		
2231 熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)	65	1.3
2232 冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)	65	1.3
2233 冷間ロール成型形鋼製造業	55	1.3
2234 鋼管製造業	50	1.3
2235 伸鉄業	50	1.3
2236 磨棒鋼製造業	65	1.2
2237 引抜鋼管製造業	65	1.2
2238 伸線業	65	1.2
2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)	65	1.2
224 表面処理鋼材製造業		
2241 亜鉛鉄板製造業	65	1.2
2249 その他の表面処理鋼材製造業	65	1.2
225 鉄素形材製造業		
2251 鋳鉄铸件製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)	65	1.3
2252 可鍛鋳鉄製造業	65	1.2
2253 鋳鋼製造業	65	1.3
2254 鍛工品製造業	65	1.3
注:非鉄金属の鍛造品は、2399に分類される。		
2255 鍛鋼製造業	65	1.3
229 その他の鉄鋼業		
2291 鉄鋼シャーシスリット業	65	1.2
注:鋼管、形鋼のシャーシスリットは、269919に分類される。		
2292 鉄スクラップ加工処理業	65	1.2
注:非鉄金属スクラップを除く。		
2293 鋳鉄管製造業	65	1.2
2299 他に分類されない鉄鋼業	65	1.2
注:一部製造・加工品	65	1.2
中分類 23-非鉄金属製造業		

業種区分	γ	α
230 管理、補助的経済活動を行う事業所 (23 非鉄金属製造業)		
2300 主として管理事務を行う本社等	65	1.2
2309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	65	1.2
231 非鉄金属第1次製錬・精製業		
2311 銅第1次製錬・精製業	65	1.5
2312 亜鉛第1次製錬・精製業	65	1.5
2319 その他の非鉄金属第1次製錬・精製業	65	1.5
232 非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)		
2321 鉛第2次製錬・精製業(鉛合金製造業を含む)	65	1.3
2322 アルミニウム第2次製錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む)	65	1.3
2329 その他の非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)	65	1.3
233 非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)		
2331 伸銅品製造業	65	1.3
2332 アルミニウム・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む) 注:打はくは2499に分類される。	65	1.3
2339 その他の非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)	65	1.3
234 電線・ケーブル製造業		
2341 電線・ケーブル製造業(光ファイバーケーブルを除く)	65	1.2
2342 光ファイバーケーブル製造業(通信複合ケーブルを含む)	65	1.2
235 非鉄金属素形材製造業		
2351 銅・同合金鋳物製造業(ダイカストを除く)	65	1.3
2352 非鉄金属鋳物製造業(銅・同合金鋳物及びダイカストを除く)	65	1.3
2353 アルミニウム・同合金ダイカスト製造業	65	1.3
2354 非鉄金属ダイカスト製造業(アルミニウム・同合金ダイカストを除く)	65	1.3
2355 非鉄金属鍛造品製造業	65	1.2
239 その他の非鉄金属鍛造品製造業		
2391 核燃料製造業	65	1.2
2399 他に分類されない非鉄金属製造業 注1.粗銅は2311に分類される。 注2.シリコンウエハ(表面研磨をしたもの)は2999に分類される。	65	1.2
中分類 24—金属製品製造業		

業種区分	γ	α
240 管理、補助的経済活動を行う事業所 (24 金属製品製造業)		
2400 主として管理事務を行う本社等	65	1.2
2409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	65	1.2
241 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業		
2411 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業 注:打抜プレス加工製品は2451~2452に分類される。	65	1.2
242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業		
2421 洋食器製造業 注:貴金属製又は貴金属めっきのナイフ、フォーク、スプーンは341111に分類される。	65	1.2
2422 機械刃物製造業	65	1.2
2423 利器工匠具・手道具製造業(やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く) 注1.やすり、のこぎり、のこ刃は2425、食卓用刃物は2421に分類される。 注2.理髪用はさみは2431に、医科用はさみは2741に分類される。	65	1.2
2424 作業工具製造業 注:刃物、工匠具、手道具は2423、やすりは2424、農業用器具は2426、のこぎりは2425に分類される。 注:ライター用やすりは、2499に分類される。	65	1.2
2425 手引のこぎり・のこ刃製造業	65	1.2
2426 農業用器具製造業(農業用機械を除く)	65	1.2
2429 その他の金物類製造業	65	1.2
243 暖房装置・配管工事用附属品製造業		
2431 配管工事用附属品製造業(バルブ・コックを除く) 注:可鍛鋳鉄製鉄管継手は2252に分類される。	65	1.2
2432 ガス機器・石油機器製造業 注:家庭用、営業用を含む。	65	1.2
2433 温風・温水暖房装置製造業	65	1.2
2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く) 注:電気機械器具は2931~2939、ガス機器、石油機器は2432に分類される。	65	1.2
244 建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)		
2441 鉄骨製造業	65	1.3
2442 建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)	65	1.3

業 種 区 分	γ	α
2443 金属製サッシ・ドア製造業	65	1.2
2444 鉄骨系プレハブ住宅製造業	65	1.2
2445 建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、 建築用金物を除く)	65	1.2
注:建築用金物は2429に分類される。		
2446 製缶板金業	65	1.2
注1.ブリキ製品は2411に分類される。		
注2.ドラム缶の更生品は2499に分類 される。		
注3.製造加工の一工程として他事業 所のために溶接のみを行う事業所は、 当該製品の賃加工に分類されるが、 各種の溶接を行うため主な製品の判 定ができない事業所は、一括して2446 に分類される。なお、修理のために 行う溶接は非製造業(修理業)である。		
245 金属素形材製品製造業		
2451 アルミニウム・同合金プレス製品製 造業	65	1.2
2452 金属プレス製品製造業(アルミニウ ム・同合金を除く)	65	1.2
2453 粉末や金製品製造業	65	1.2
246 金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろろ鉄 器を除く)		
2461 金属製品塗装業	65	1.2
2462 溶融めっき業(表面処理鋼材製造業 を除く)	65	1.2
注:鋼材めっきは2241、2249に分類 される。		
2463 金属彫刻業	65	1.2
2464 電気めっき業(表面処理鋼材製造業 を除く)	65	1.2
注:鋼材めっきは2241、2249に分類 される。		
2465 金属熱処理業	65	1.2
2469 その他の金属表面処理業	65	1.2
247 金属線製品製造業(ねじ類を除く)		
2471 くぎ製造業	65	1.2
2479 その他の金属線製品製造業	65	1.2
248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等 製造業		
2481 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ 等製造業	65	1.2
249 その他の金属製品製造業		
2491 金庫製造業	65	1.2
注:錠、かぎは2429に分類される。		
2492 金属製スプリング製造業	65	1.2
2499 他に分類されない金属製品製造業	65	1.2
注1.圧延による金属はくは中分類		

業 種 区 分	γ	α
23-非鉄金属に分類される。		
注2.電気照明器具は、2942に分類される。		
中分類 25-はん用機械器具製造業		
250 管理、補助的経済活動を行う事業所 (25 はん用機械器具製造業)		
2500 主として管理事務を行う本社等	65	1.4
2509 その他の管理、補助的経済活動を行う 事業所	65	1.4
251 ボイラ・原動機製造業		
2511 ボイラ製造業	30	1.4
注:温水ボイラは、2433に分類される。		
2512 蒸気機関・タービン・水力タービン 製造業(船用を除く)	30	1.4
注:船用は3134に分類される。		
2513 はん用内燃機関製造業	30	1.4
注:船用は3134、航空機用は3142、自 動車用、二輪自動車用は3113に分類 される。		
2519 その他の原動機製造業	30	1.4
252 ポンプ・圧縮機器製造業		
2521 ポンプ・同装置製造業	65	1.4
注1.消防用ポンプ、船用ポンプを含む。		
注2.計量ポンプは、2731に分類される。		
2522 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製 造業	65	1.4
2523 油圧・空圧機器製造業	65	1.4
253 一般産業用機械・装置製造業		
2531 動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ 軸受を除く)	65	1.4
注:玉軸受は2594、ころ軸受は2594に 分類される。		
2532 エレベータ・エスカレータ製造業	65	1.4
注:自動車用エレベータは2596に分類 される。		
2533 物流運搬設備製造業	65	1.4
注:自動立体倉庫装置で、各品目に分 類できないユニット製品は、ここに 分類される。		
2534 工業窯炉製造業	65	1.4
注:電気炉は2929に分類される。		
2535 冷凍機・温湿調整装置製造業	65	1.4
注:民生用電気冷蔵庫は293、ウイン ド型・セパレート型エアコンディ ションは293に、カークーラー、カー エアコンは3191に、除湿機(民生用) は3191に分類される。		
259 その他のはん用機械・同部分品製造業		

業種区分	γ	α
2591 消火器具・消火装置製造業 注:消防用ポンプは、2521に分類される。	65	1.2
2592 弁・同附属品製造業 注:油圧バルブは2523に、自動車用バルブは3113に、自転車用バルブは3131に、航空機用バルブは3159に分類される。	65	1.2
2593 パイプ加工・パイプ附属品加工業 注:金属製家具パイプ加工品については、板金パイプは2446に、板金以外のパイプは2499に分類される。	65	1.2
2594 玉軸受・ころ軸受製造業 注1. プラスチック製を含む。 注2. 平軸受は2531に分類される。	65	1.2
2595 ピストンリング製造業	65	1.2
2596 他に分類されないはん用機械・装置製造業	65	1.4
2599 各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)	65	1.2
中分類 26—生産用機械器具製造業		
260 管理、補助的経済活動を行う事業所(26 生産用機械器具製造業)		
2600 主として管理事務を行う本社等	65	1.4
2609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	65	1.4
261 農業用機械製造業(農業用器具を除く)		
2611 農業用機械製造業(農業用器具を除く)	65	1.4
262 建設機械・鉱山機械製造業		
2621 建設機械・鉱山機械製造業	65	1.4
263 繊維機械製造業		
2631 化学繊維機械・紡績機械製造業 注:化学繊維機械・紡績機械の部分品・取付具・附属品は、2634へ分類される。	65	1.4
2632 製織機械・編組機械製造業	65	1.4
2633 染色整理仕上機械製造業 注:染色整理仕上機械の部分品・取付具・附属品は、2634に分類される。	65	1.4
2634 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業	65	1.4
2635 縫製機械製造業 注:高周波ミンは、2969に分類される。	65	1.4
264 生活関連産業用機械製造業		
2641 食品機械・同装置製造業	65	1.4
2642 木材加工機械製造業	65	1.4
2643 パルプ装置・製紙機械製造業	65	1.4
2644 印刷・製本・紙工機械製造業 注:事務用機械器具は、2711、2719に分類される。	65	1.4

業種区分	γ	α
2645 包装・荷造機械製造業	65	1.4
265 基礎素材産業用機械製造業		
2651 鋳造装置製造業	65	1.4
2652 化学機械・同装置製造業 注:赤外線乾燥装置、誘導加熱装置は2929に分類される。	65	1.4
2653 プラスチック加工機械・同附属装置製造業 注:高周波ウェルダは2969に分類される。	65	1.4
266 金属加工機械製造業		
2661 金属工作機械製造業 注:金属工作機械の部分品、取付具、附属品は、2663に分類される。	65	1.4
2662 金属加工機械製造業(金属工作機械を除く) 注1. 金属加工機械の部分品、取付具、附属品は2663に、金属圧延用ローラーは、2663に分類される。 注2. アーク溶接機、抵抗溶接機は、2921に分類される。 注3. 超音波応用溶接機は、2969に分類される。	65	1.4
2663 金属工作機械用・金属加工機械用部分品、附属品製造業(機械工具、金型を除く) 注:金属工作機械は2661に、金属加工機械は2662に分類される。機械工具は2664に、機械用金型は2691、2692に分類される。	65	1.4
2664 機械工具製造業(粉末や金業を除く) 注:粉末や金製超硬チップは、2453に分類される。	65	1.2
267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業		
2671 半導体製造装置製造業 注:純水製造装置は2652、設計用装置は303、検査用装置(電気計測器)は2971に分類される。	65	1.4
2672 フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	65	1.4
269 その他の生産用機械・同部分品製造業		
2691 金属用金型・同部分品・附属品製造業	65	1.2
2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業	65	1.2
2693 真空装置・真空機器製造業		
2694 ロボット製造業	65	1.2
2699 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業	65	1.4

業種区分	γ	α
注1. 包装機械は、2645に分類される。		
注2. 半導体製造装置は2671に分類される。		
中分類 27－業務用機械器具製造業		
270 管理、補助的経済活動を行う事業所 (27 業務用機械器具製造業)		
2700 主として管理事務を行う本社等	65	1.2
2709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	65	1.2
271 事務用機械器具製造業		
2711 複写機製造業	65	1.2
2711 その他の事務用機械器具製造業	65	1.2
注1. 電子式を含む。		
注2. 計算尺、そろばんは3269、謄写板は3269に分類される。プログラム言語を使用する電子計算機は、303に分類される。		
注3. 事務用器は、32に分類される。		
272 サービス用・娯楽用機械器具製造業		
2721 サービス用機械器具製造業	65	1.2
2722 娯楽用機製造業	65	1.2
2723 自動販売機製造業	65	1.2
2729 その他の事務用・娯楽用機械器具製造業	65	1.2
273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業		
2731 体積計製造業	65	1.2
2732 はかり製造業	65	1.2
2733 圧力計・流量計・液面計等製造業	65	1.2
注: 工業計器は、2972に分類される。		
2734 精密測定器製造業	65	1.2
2735 分析機器製造業	65	1.2
2736 試験機製造業	65	1.2
2737 測量機械器具製造業	65	1.2
2738 理化学機械器具製造業	65	1.2
2739 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	65	1.2
注1. 工業用長さ計は、2734に分類される。		
注2. 電気式周波数計は2971に分類される。		
274 医療用機械器具・医療用品製造業		
2741 医療用機械器具製造業	65	1.2
注1. ガラス製注射筒(メモリなし)は2115、プラスチック製注射筒(メモリなし)は、1897に分類される。		
注2. X線装置は、2961に分類される。		
注3. 歯科用は313211に分類される。		
注4. 医療用電子応用装置は2962に分		

業種区分	γ	α
類される。		
注5. 医療用計測器は2973に分類される。		
2742 歯科用機械器具製造業	65	1.2
注: X線装置は、2961に分類される。		
2743 医療用品製造業(動物用医療機械器具を含む)	65	1.2
注: 補聴器は、3023に分類される。		
2744 歯科材料製造業	65	1.2
275 光学機械器具・レンズ製造業	65	1.2
2751 顕微鏡・望遠鏡等製造業	65	1.2
2752 写真機・映像用機械・同附属品製造業	65	1.2
注1. がん具は3251に分類される。		
注2. 8mmを含む。		
2753 光学機械用レンズ・プリズム製造業	65	1.2
注: 眼鏡用レンズは、3297に分類される。		
276 武器製造業		
2761 武器製造業	65	1.3
中分類 28－電子部品・デバイス・電子回路製造業		
280 管理、補助的経済活動を行う事業所 (28 電子部品・デバイス・電子回路製造業)		
2800 主として管理事務を行う本社等	65	1.2
2809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	65	1.2
281 電子デバイス製造業		
2811 電子管製造業	65	1.2
注: 完成品に限る。部分品は2999の各々に分類される。		
2812 光電変換素子製造業	65	1.2
2813 半導体素子製造業(光電変換素子を除く)	65	1.2
注: 完成品に限る。部分品は2999の各々に分類される。		
2814 集積回路製造業	65	1.2
注: 完成品に限る。部分品は2999の各々に分類される。		
2815 液晶パネル・フラットパネル製造業	65	1.2
282 電子部品製造業		
2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	65	1.2
2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業	65	1.2
2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業	65	1.2
282 記録メディア製造業		
2831 半導体メモリメディア製造業	65	1.2
2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	65	1.2

業 種 区 分	γ	α
注:録音・録画・情報記録済みの磁気テープ・ディスクは3296の各々に分類される。		
284 電子回路製造業		
2841 電子回路基板製造業	65	1.2
2842 電子回路実装基板製造業	65	1.2
285 ユニット部品製造業		
2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業	65	1.2
2815 その他のユニット部品製造業	65	1.2
289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		
2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	65	1.2
中分類 29－電気機械器具製造業		
290 管理、補助的経済活動を行う事業所(29 電気機械器具製造業)		
2900 主として管理事務を行う本社等	65	1.2
2909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	65	1.2
291 発電用・送電用・配電用・電気機械器具製造業		
2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	65	1.4
注1. 交・直両用は交流を含む。		
注2. 自動車、航空機などの内燃機関用発電機、電動機は3116に分類される。		
注3. がん具用モーターは3251に、小型電動機(3W未満)は2822に分類される。		
2912 変圧器類製造業(電子機器用を除く)	65	1.4
注1. 標準・非標準変圧器は送配電用の変圧器で容量500KVAまでのものが2912に分類される。		
注2. 民生機器用変圧器は293、電子機器用は2821、がん具用は3251に分類される。		
2913 電力開閉装置製造業	65	1.4
2914 配電盤・電力制御装置製造業	65	1.4
注1. 電子機器用継電器は2823に分類される。		
注2. 電子機器用抵抗器は2821に分類される。		
2915 配線器具・配線附属品製造業	65	1.2
注:配線器具用プラスチック製品は1831、配線器具用陶磁器は、2144に分類される。		
292 産業用電気機械器具製造業		

業 種 区 分	γ	α
2921 電気溶接機製造業	65	1.4
注:溶接棒は2479に分類される。		
2922 内燃機関電装品製造業	65	1.4
注1. 自動車、航空機などの内燃機関電装品もここに分類される。		
注2. ワイヤハーネスは2922を含む。		
2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)	65	1.4
注:電子機器用コンデンサは、2821に分類される。		
293 民生用電気機械器具製造業		
2931 ちゅう房機器製造業	65	1.2
2932 空調・住宅関連機器製造業	65	1.2
2933 衣料衛生関連機器製造業	65	1.2
注1. 293理容用電気器具以外は業務用を除く。		
注2. 保温だけを目的とする電子ジャーは293に分類される。		
注3. ハンドクリーナーは293に分類される。		
2939 その他の民生用電気機械器具製造業	65	1.2
注4. 家庭用電気ポンプは2521に分類される。		
注5. 電子部品は281の各々に分類される。		
294 電球・電気照明器具製造業		
2941 電球製造業	65	1.2
注1. 部品は2999の各々に分類される。		
注2. 自動車用ハロゲン電球は2941を含む。		
2942 電気照明器具製造業	65	1.2
295 電池製造業		
2951 蓄電池製造業	65	1.3
2952 一次電池(乾電池、湿電池)製造業	65	1.2
296 電子応用装置製造業		
2961 X線装置製造業	65	1.2
注:電子部品は28の各々に分類される。		
2962 医療用電子応用装置製造業	65	1.2
注:電子部品は28の各々に分類される。		
2969 その他の電子応用装置製造業	65	1.2
注1. 高周波アーク・抵抗溶接機は2921に分類される。		
297 電気計測器製造業		
2971 電気計測器製造業(別掲を除く)	65	1.2
注1. 電気・電子式以外の周波数計は、2739に分類される。		
注2. 電子部品は28の各々に分類される。		
2972 工業計器製造業	65	1.2

業種区分	γ	α
注:電子部品は28の各々に分類される。		
2973 医療用計測器具製造業	65	1.2
注:電子部品は28の各々に分類される。		
299 その他の電気機械器具製造業		
2999 他に分類されない電気機械器具製造業	65	1.2
注:シリコン多結晶、シリコン単結晶は2319に分類される。また、研磨前のシリコンウェハは2399に分類される。		
中分類 30—情報通信機械器具製造業		
300 管理、補助的経済活動を行う事業所 (30 情報通信機械器具製造業)		
3000 主として管理事務を行う本社等	65	1.2
3009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	65	1.2
301 通信機械器具・同関連機械器具製造業	65	1.2
3011 有線通信機械器具製造業	65	1.2
注:部品は28の各々に分類される。		
3012 携帯電話機・PHS電話機製造業	65	1.2
注:部品は28の各々に分類される。		
3013 無線通信機械器具製造業	65	1.2
注:部品は28の各々に分類される。		
3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	65	1.2
注1. VTR一体形テレビ含む。		
注2. 部品は28の各々に分類される。		
3015 交通信号保安装置製造業	65	1.2
注:電子部品は298の各々に分類される。		
3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	65	1.2
注:部品は28の各々に分類される。ハンドサイレンは、2591に分類される。		
302 映像・音響機械器具製造業		
3021 ビデオ機器製造業	65	1.2
注1. 放送用ビデオカメラは、3022に分類される。		
注2. 録画済みテープ、ディスクは3296の各々に分類される。		
注3. 磁気テープ・ディスク(生のもの)は、3023に分類される。		
注4. 磁気ヘッドは2822に分類される。		
注5. 電子部品は28の各々に分類される。		
3022 デジタルカメラ製造業	65	1.2
3023 電気音響機械器具製造業	65	1.2
注:録音済みテープ・ディスクは3296の各々に分類される。シンセサイザーは、3249に分類される。		

業種区分	γ	α
303 電子計算機・同附属装置製造業		
3031 電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)	65	1.2
注1. 電子部品は28の各々に分類される。		
注2. プログラム等のパッケージソフトは3296に分類される。		
注3. 磁気テープ・ディスク(生のもの)は、2832の各々に分類される。		
3032 パーソナルコンピュータ製造業	65	1.2
3033 外部記憶装置製造業	65	1.2
3034 印刷装置製造業	65	1.2
3035 表示装置製造業	65	1.2
3039 その他の附属装置製造業	65	1.2
中分類 31—輸送用機械器具製造業		
310 管理、補助的経済活動を行う事業所 (31 輸送用機械器具製造業)		
3100 主として管理事務を行う本社等	65	1.2
3109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	65	1.2
311 自動車・同附属品製造業		
3111 自動車製造業(二輪自動車を含む)	65	1.3
注:サンドバギーカー、ポケットバイク、ゴーカートは3253に、ゴルフカート(ゴルフカーを含む)は3199に分類される。		
3112 自動車車体・附属車製造業	65	1.3
3113 自動車部分品・附属品製造業	65	1.2
注1. ワイヤハーネスは、2922に分類される。		
注2. 自動車、航空機などの内燃機関電装品は、2922に分類される。		
注3. ピストンリングは2595に分類される。		
注4. プレスし放しの部品は2451、2452に分類される。		
注5. 蓄電池(バッテリー)は2951に分類される。		
312 鉄道車両・同部分品製造業		
3121 鉄道車両製造業	65	1.3
注:産業用機関車は、3199に分類される。		
3122 鉄道車両用部分品製造業	65	1.2
313 船舶製造・修理業・船用機関製造業		
3131 鋼船製造・修理業	65	1.3
3132 船体ブロック製造業	65	1.3
3143 木船製造・修理業	65	1.3
3133 舟艇製造・修理業	65	1.3

業 種 区 分	γ	α
注:3131～3133長さ250メートル未満の船台又はドックを有するもの。	65	1.2
3134 船用機関製造業	65	1.4
注:船用機関修理業はサービス業(中分類87-機械・家具等修理業に分類される。)		
314 航空機・同附属品製造業		
3141 航空機製造業	65	1.3
注:航空機用原動機は3142に、ハングライダーは3253に分類される。		
3142 航空機用原動機製造業	65	1.3
3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業	65	1.2
315 産業用運搬車両・同部品・附属品製造業		
3151 フォークリフトトラック同部分品・附属品製造業	65	1.3
3159 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	65	1.2
319 その他の輸送用機械器具製造業		
3191 自転車・同部分品製造業	65	1.2
3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業	65	1.2
◎船舶機装品について		
マスト(木製)－1299		
家具－1311		
鎖(鍛造のもの)－2254		
いかり(鍛造のもの)－2252		
いかり(鋳造のもの)－2253		
配管工事用品－2431		
鋼索－2479		
ポンプ－2521		
デリック－2533		
操舵機－2531		
暖房装置－2433		
消火器－2591		
照明器具－2942		
無線方位測定機－3023		
信号装置－3019		
救命艇－3131		
羅針儀、測定儀－2737		
中分類 32－その他の製造業		
320 管理、補助的経済活動を行う事業所(32 その他の製造業)		
3200 主として管理事務を行う本社等	65	1.2
3209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	65	1.2
321 貴金属製品製造業(宝石加工を含む)		

業 種 区 分	γ	α
3211 貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)製品製造業	65	1.2
3212 貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)附属品・同材料加工業	65	1.2
3219 その他の貴金属品製造業	65	1.2
322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)		
3221 装身具・装飾品製造業(貴金属、宝石製を除く)	65	1.2
注1. 貴金属・宝石製は321 に、陶磁器製は2143に、ガラス製は2119に、七宝製は2199、人造宝石は2199に分類される。		
注2. 陶磁気置物は2143に分類される。		
3222 造花・装飾用羽毛製造業	65	1.2
注1. 材料のいかんを問わない。		
注2. ドライフラワーは3299に分類される。		
3223 ボタン製造業	65	1.2
3224 針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業	65	1.2
注1. 工業用ファスナーの金属製のもののは2481に、プラスチック製のもののは1833に分類される。		
注2. メリヤス針は2634に、医療用針は2741に分類される。		
注3. つり針は3253に分類される。		
3229 その他の装身具・装飾品製造業	65	1.2
323 時計・同部分品製造業		
3231 時計・同部分品製造業(時計側を除く)	65	1.2
注1. デジタル時計は、3231の各々に分類される。		
注2. 家庭用タイムスイッチは、293に分類される。		
注3. 時計用ガラスは2119、プラスチック製は、1897に分類される。		
324 楽器製造業		
3241 ピアノ製造業	65	1.2
注1. ミュージックワイヤーの両端をフレームに、ピン及びチューニングピンでとめてあるものをいう。		
これ以外のものは、木製がん具に分類される。		
注2. 電気ピアノ、電子ピアノは3249に分類される。		
3249 その他の楽器・楽器部品・同材料製造業	65	1.2
注:オルゴールつき宝石箱の貴金属製		

業種区分	γ	α
のものは3211に、その他のものは3221に分類される。		
325 がん具・運動用具製造業		
3251 娯楽用具・がん具製造業(人形、児童乗物を除く)	65	1.2
注1. エンジン、モーター、ゼンマイ等を内装したものは、3251金属製がん具に分類される。人形は3252、児童乗物は3251に分類される。		
注2. 飾り電球は2941に、花火は3291に分類される。		
注3. がん具用のばね・ぜんまいは2492に、TVゲーム用カセットは3296に分類される。		
3252 人形製造業	65	1.2
注1. 縫いぐるみ動物は、3251に分類される。		
注2. 髪は3229に分類される。		
3253 運動用具製造業	65	1.2
注1. 帽子、ユニホーム、靴、ベルト等は各々の産業に分類される。		
注2. ネットは1153に分類される。		
注3. ヘルメットは3299に分類される。		
注4. 漆塗りの釣ざおは3271に分類される。		
326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業		
3241 万年筆・ペン類・鉛筆製造業	65	1.2
3262 毛筆・絵画用品製造業(鉛筆を除く)	65	1.2
3269 その他の事務用品製造業	65	1.2
注1. 定規のうち、目盛りのあるものは中分類273に分類される。		
注2. 合成のりは1699に、ゴムのりは1933に分類される。		
注3. 消しゴムのプラスチック製は、1897に、ゴム製は1999に分類される。		
注4. 電動鉛筆削器は293、電動穴あけ器は2719に分類される。		
注5. ガムテープ、インクリボン、ベースの材質により分類される。		
注6. インキ及び修正液は細分類1699の各製造品に分類される。		
注7. クリップ、ステープラ(ホッチキス)の針は345419に分類される。		
327 漆器製造業		
3271 漆器製造業	65	1.2
注:カシュー塗りを含む。地の材質を問わない。		
328 畳等生活雑貨製品製造業		

業種区分	γ	α
3281 麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業	65	1.2
3282 畳製造業	65	1.2
注:プラスチック製畳床は中分類18に分類される。		
3283 うちわ・扇子・ちょうちん製造業	65	1.2
注:材料のいかんを問わない。		
3284 ほうき・ブラシ製造業	65	1.2
注1. 電動歯ブラシは293に分類される。		
注2. 布製ぞうきん及びモップの布の部分は、1169に分類される。紙製ぞうきんは1499に分類される。		
3285 喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)	65	1.2
注1. 完成品のみ、ライター及び喫煙用具の部品は材質により分類される。		
注2. 自動車用ライターは3113に分類される。		
注3. 灰皿は材質により各々の産業に分類される。		
3289 その他の生活雑貨製品製造業	65	1.2
329 他に分類されないその他の製造業		
3291 煙火製造業	65	1.2
3292 看板・標識機製造業	65	1.2
注:ほうろう製看板、標識は、2199に分類される。		
3293 パンフレット製造業	65	1.2
注1. 材料のいかんを問わない。		
注2. 絵画用パレット、3261に分類される。		
3294 モデル・模型製造業	65	1.2
3295 工業用模型製造業	65	1.2
3296 情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)	65	1.2
注:録音・録画される前の生テープは2832に、同ディスクは2832に分類される。		
3297 眼鏡製造業(枠を含む)	65	1.2
3299 他に分類されないその他の製造業	65	1.2
注1. 蚊とり線香は1662に分類される。		
注2. 保安帽帽体の金属製は2499に、同プラスチック製は1844に分類される。		
注3. ゴム製のウェットスーツは1999に分類される。		
注4. プレハブ住宅は構造材の材質により分類される。 木質系→1224 鉄骨系→2444		

業 種 区 分

γ α

コンクリート系→2123

注5. ツー・バイ・フォー住宅は2123
に分類される。注6. システムキッチン(木製)、
1312(金属製)に分類される。電気供給業(水力発電、地熱発電、太陽光を変換して得られる
電気を供給するものを除く。)

50 1.3

ガス供給業

65 1.3

熱供給業

65 1.2

業 種 区 分

γ α